

令和 7 年 2 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件名	ページ
議案第 1号	令和7年度北九州市一般会計予算について	別冊
議案第 2号	令和7年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
議案第 3号	令和7年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
議案第 4号	令和7年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
議案第 5号	令和7年度北九州市渡船特別会計予算について	
議案第 6号	令和7年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
議案第 7号	令和7年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
議案第 8号	令和7年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
議案第 9号	令和7年度北九州市公債償還特別会計予算について	
議案第 10号	令和7年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
議案第 11号	令和7年度北九州市土地取得特別会計予算について	
議案第 12号	令和7年度北九州市駐車場特別会計予算について	
議案第 13号	令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
議案第 14号	令和7年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
議案第 15号	令和7年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
議案第 16号	令和7年度北九州市介護保険特別会計予算について	
議案第 17号	令和7年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
議案第 18号	令和7年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
議案第 19号	令和7年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第 20号	令和7年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	
議案第 21号	令和7年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	
議案第 22号	令和7年度北九州市上水道事業会計予算について	
議案第 23号	令和7年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
議案第 24号	令和7年度北九州市交通事業会計予算について	
議案第 25号	令和7年度北九州市病院事業会計予算について	

議案第	26号	令和7年度北九州市下水道事業会計予算について	
議案第	27号	令和7年度北九州市公営競技事業会計予算について	
議案第	28号	北九州市企業版ふるさと納税基金条例について	… 1
議案第	29号	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	… 3
議案第	30号	北九州市事務分掌条例の一部改正について	… 8
議案第	31号	北九州市印鑑条例の一部改正について	… 11
議案第	32号	北九州市手数料条例の一部改正について	… 14
議案第	33号	北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について	… 195
議案第	34号	北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について	… 198
議案第	35号	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 202
議案第	36号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 205
議案第	37号	北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について	… 209
議案第	38号	北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	… 212
議案第	39号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 224
議案第	40号	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 229
議案第	41号	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	… 232
議案第	42号	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	… 235
議案第	43号	北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について	… 238
議案第	44号	北九州市児童相談所設置条例の一部改正について	… 240
議案第	45号	北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について	… 243
議案第	46号	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	… 246

議案第	47号	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	…249
議案第	48号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…255
議案第	49号	北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について	…261
議案第	50号	北九州市水道法施行条例の一部改正について	…264
議案第	51号	北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について	…270
議案第	52号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	…274
議案第	53号	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	…278
議案第	54号	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について	…283
議案第	55号	太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和6年度）請負契約締結について	…285
議案第	56号	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について	…286
議案第	57号	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）請負契約締結について	…287
議案第	58号	公有水面埋立てによる土地確認について	…288
議案第	59号	町の区域の変更について	…291
議案第	60号	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	…294
議案第	61号	市有地の処分について	…297
議案第	62号	包括外部監査契約締結について	…300
議案第	63号	令和6年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第	64号	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第	65号	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
議案第	66号	令和6年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
議案第	67号	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第	68号	令和6年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	
議案第	69号	令和6年度北九州市下水道事業会計補正予算について	

議案第 28 号

北九州市企業版ふるさと納税基金条例について
北九州市企業版ふるさと納税基金条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、北九州市企業版ふるさと納税基金を設置する必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、北九州市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、第1条に規定する事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
について

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設
する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条の3第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第2項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 職員（育児短時間勤務職員等を除く。）は、人事委員会規則で定める子の養育をする必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を得て無給休暇を受けることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 北九州市職員の育児休業等に関する条例(平成4年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

(北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

- 3 北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める

。

新	旧
<p>(育児時間)</p> <p>第5条 生後2年に達しない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)を育てる職員は、あらかじめ任命権者に申し出て、休憩時間のほか、1日について2回、1回について45分の範囲内で定めるところにより、育児時間を受けることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)</p> <p>第7条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p>	<p>(育児時間)</p> <p>第5条 生後2年に達しない子を育てる職員は、あらかじめ任命権者に申し出て、休憩時間のほか、1日について2回、1回について45分の範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、育児時間を受けることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限)</p> <p>第7条の3 任命権者は、3歳に満たない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところ</p>

新	旧
<p>2 任命権者は、配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項、次条第2項及び第10条第5項において「要介護者」という。）を介護する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第7条に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 職員（育児短時間勤務職員等を除く。）は、人事委員会規則で定める子の養育を必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を得て無給休暇を受けることができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>るにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項、次条第2項及び第10条第4項において「要介護者」という。）を介護する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第7条に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

議案第 30 号

北九州市事務分掌条例の一部改正について

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 政策局及び総務市民局の事務分掌を改めるため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和40年北九州市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条デジタル市役所推進室の項を削り、同条政策局の項に次の2号を加える

。

（3） 男女共同参画社会の形成に関する事項

（4） デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項

第1条総務市民局の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

北九州市事務分掌条例新旧対照表

参考

新	旧
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p>略</p> <p>政策局</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u></p> <p>(4) <u>デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u></p> <p>総務市民局</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>略</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p>略</p> <p><u>デジタル市役所推進室</u></p> <p>(1) <u>デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u></p> <p>略</p> <p>政策局</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>総務市民局</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>男女共同参画社会の形成に関する事項</u></p> <p>(6) 略</p> <p>略</p>

議案第 31 号

北九州市印鑑条例の一部改正について

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限を延長するため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和38年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市印鑑条例新旧対照表

参考

新	旧
<p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例)</p> <p>3 令和2年5月1日から令和8年3月31日までの間、第14条の2第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者に係る手数料の額については、第15条第2項中「300円」とあるのは、「200円」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例)</p> <p>3 令和2年5月1日から令和7年3月31日までの間、第14条の2第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者に係る手数料の額については、第15条第2項中「300円」とあるのは、「200円」とする。</p>

議案第 3 2 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第75号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、同表第109号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「17,000円」を「19,000円」に、「26,000円」を「35,000円」に、「36,000円」を「60,000円」に、「55,000円」を「90,000円」に、「75,000円」を「130,000円」に、「180,000円」を「207,000円」に、「510,000円」を「536,000円」に改め、同号の次に次のように加える。

（ 1 0 9 ） の 2	建築基準法 第6条第1 項（同法第 87条第1 項において 準用する場 合を含む。 ）に規定す る建築物の 建築等の確 認の申請又 は同法第1 8条第2項 （同法第8 7条第1項 において準 用する場合 を含む。） に規定する	一	戸建て の 住宅	床面積の合計が 0平方メートル を超え200平 方メートル未満 のもの	1件につき7, 000円	ア この号の 規定により 算定した手 数料の金額 は、前号に 規定する手 数料の金額 に加算して 徴収する。 イ 床面積が 0平方メー トルの場合 にあっては 、この号に 規定する手 数料は徴収 しない。 ウ 床面積の 合計は、前
			住宅	床面積の合計が 200平方メー トル以上のもの	1件につき8, 000円	
		共同	住宅等	床面積の合計が 0平方メートル を超え300平 方メートル未満 のもの	1件につき17 ,000円	
				床面積の合計が 300平方メー トル以上2,0 00平方メー トル未満のもの	1件につき29 ,000円	
				床面積の合計が	1件につき47	

建築物の建築等の計画の通知のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号の特定建築行為に係る部分の工事の計画に係る確認の申請又は計画の通知に対する審査	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	,000円	号の規定により確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号の基準への適合に係る変更がある場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき64,000円	

(1093)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「計画」という。）に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査、同法第11条第2項若しくは第12条第3項に規定する計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査又	一戸建ての住宅	床面積が0平方メートルのもの	1件につき5,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査を含む。以下この号において同じ。）の場合にあつては、1件につき2,500円）	ア 軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴収するときは、第144号に規定する手数料は、徴収しない。	
			仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	1件につき19,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき9,500円）	イ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるものの建築物全体の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査をする場合にあつては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき20,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあ	

は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条に規定する計画の軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査			つては、1件につき10,000円)	及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
	仕様・計算併用法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	1件につき28,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき14,000円)	ウ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査をする場合にあつては、共同住宅等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき30,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき15,000円)	
	標準計算法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	1件につき37,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき18,500円)	エ 床面積の合計は、計画の変更の

			0円)	場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき42,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき21,000円）	
共同住宅等		床面積が0平方メートルのもの	1件につき5,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき2,500円）	
	仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1件につき36,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき18,000円）	
		床面積の合計が3	1件につき62,000円（計	

	00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき31,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき113,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき56,500円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき171,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき85,500円)
仕様・計算併用法によ	床面積の合計が0平方メートルを超え300	1件につき56,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適

る評価を行う場合	平方メートル未満のもの	合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき28,000円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき94,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき47,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき164,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき82,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき240,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件

		につき120,000円)
標準 計算 法に よる 評価 を行 う場 合	床面積の 合計が0 平方メー トルを超 え300 平方メー トル未満 のもの	1件につき75,000円(計 画の変更に対す る建築物エネル ギー消費性能適 合性判定に係る 審査の場合にあ っては、1件に つき37,500 円)
	床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上2, 000平 方メー トル未満の もの	1件につき126,000円(計 画の変更に対 する建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定に係 る審査の場合に あっては、1件 につき63,000 円)
	床面積の 合計が2 ,000 平方メー トル以上 5,000 平方メ ートル未 満のもの	1件につき216,000円(計 画の変更に対 する建築物エネ ルギー消費性能 適合性判定に係 る審査の場合に あっては、1件 につき108, 000円)
	床面積の	1件につき30

		合計が5,000平方メートル以上のもの	9,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき154,500円)
非住宅建築物		床面積が0平方メートルのもの	1件につき10,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき5,000円)
	モデル建物法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1件につき95,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき47,500円)
		床面積の合計が300平方メートル	1件につき122,000円(計画の変更に対する建築物エネ

以上1,000平方メートル未満のもの	ルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき61,000円)
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき160,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき80,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき260,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき130,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方	1件につき340,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合に

	メートル未満のもの	あつては、1件につき170,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき408,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき204,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき479,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき239,500円)
標準入力法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1件につき250,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき125,000円)

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき314,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき157,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき405,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき202,500円）
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき579,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき289,500円）
床面積の合計が5,000	1件につき713,000円（計画の変更に対

			平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき356,500円)
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき843,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき421,500円)
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき961,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき480,500円)

別表第110号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「11,000円」を「23,000円」に、

1件につき 4,000円
1件につき

を

5,000円
1件につき
3,000円

1件につき10,000円
1件につき11,000円
1件につき5,000円

に

改め、同表第111号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「10,000円」を「17,000円」に、「5,000円」を「8,000円」に改め、同表第112号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「13,000円」を「19,000円」に、「16,000円」を「22,000円」に、「20,000円」を「28,000円」に、「26,000円」を「38,000円」に、「43,000円」を「63,000円」に、「55,000円」を「81,000円」に改め、同号の次に次のように加える。

(111)	建築基準法第7条第1項に規定する申請又は同法第18条第20項に規定する通知に対する建築物(特定工程に係る建築物を含む。)の工事の完	一戸建ての住宅	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	1件につき1,000円	ア 第112号又は第116号に規定する手数料は、この号に規定する手数料とは別に算定する。 イ 床面積が0平方メートルの場合にあっては、この号に規定する手
		住宅	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき2,000円	
		共同住宅等	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1件につき3,000円	

了検査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に適合していることの検査	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき6,000円	数料は徴収しない。 ウ 検査に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が提出された場合は、当該書類の対象である部分の面積は、床面積の合計に算入しないものとする。 エ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるものの建築物全体の検査をする場合にあつては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき10,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき15,000円	
非住宅建築物	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	1件につき4,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき6,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき8,000円	
	床面積の合計が2,000平方	1件につき12,000円	

		メートル以上5,000平方メートル未満のもの		の金額を合算した金額とする。 オ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の検査をする場合にあっては、共同住宅等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき16,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき20,000円	
		床面積の合計が25,000平方メートル以上	1件につき23,000円	

別表第113号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に、「15,000円」を「30,000円」に、

「
1件につき
8,000円
」を

「
1件につき20,000円
」に

改め、同表第114号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に、「11,000円」を「20,000円」に改め、同表第115号中「から前号まで」を「、第110号から第112号まで、第113号及び前号」に改め、

同表第116号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「12,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に、「19,000円」を「26,000円」に、「25,000円」を「37,000円」に、「41,000円」を「61,000円」に、「52,000円」を「76,000円」に改め、同表第117号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に、

1件につき 12,000円	を
1件につき 8,000円	

1件につき12,000円	に
1件につき8,000円	

改め、同表第118号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第19項の規定に基づく」を「第18条第28項に規定する」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「12,000円」を「19,000円」に、「15,000円」を「23,000円」に、「19,000円」を「30,000円」に、「24,000円」を「38,000円」に、「40,000円」を「43,000円」に、「50,000円」を「53,000円」に改め、同表第119号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第19項の規定に基づく」を「第18条第28項に規定する」に、

1件につき 12,000円	を
1件につき 8,000円	

1 件につき 12, 000 円	に
1 件につき 8, 000 円	

改め、同表第 120 号中「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第 18 条第 19 項の規定に基づく」を「第 18 条第 28 項に規定する」に改め、同表第 120 号の 2 中「（平成 11 年法律第 81 号）」を削り、同表第 120 号の 5 及び第 120 号の 6 を次のように改める。

(1205)	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下この号において「計画」という。）の認定の申請に対する審査、同法第 55 条第 1 項に規定する計画の変更の認定の申請に対する審査又は都市の	登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機	一戸建ての住宅	1 件につき 5, 000 円（計画の変更の認定の申請に対する審査（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査を含む。以下この号において同じ。）の場合にあつては、1 件につき 2, 500 円）	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項の規定により当該計画が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合（都市の低炭素化の促進に関
			共 床面積の合計が 3	1 件につ	

低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	関をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第1	同 住 宅 等	00平方メートル未満のもの	き10,000円 （計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円）	する法律第55条第2項において準用する場合を含む。）にあつては、第109号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。 イ 軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴収するときは、第144号に規定する手数料は、徴収し
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき22,000円 （計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき11,000円）	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき49,000円 （計画の変更の認定の申請に対する審査の場合	

<p>4条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号及び次号において同じ。)による適合証(当該計画が都市の低炭</p>		合にあつては、1件につき24,500円)	ない。	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき88,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき44,000円)	ウ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあつては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円)	エ 住宅と非住宅が複合して
		床面積の合計が300平方メートル	1件につき18,	

素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる認定基準に適合していることを証する書類をいう。以下この号において同じ。)を提出する場	以上1,000平方メートル未満のもの	000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき9,000円)	いる建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあっては、共同住宅等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。 オ 床面積の合計は、計画の変更の場合にあっては、当該計画の
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき29,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき14,500円)	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき88,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき14,500円)	

合		ては、1 件につき 44,0 00円)	変更に係 る部分の 床面積（ 床面積の 増加する 部分にあ っては、 当該増加 する部分 の床面積 ）につい て算定す る。
	床面積の合計が5 、000平方メー トル以上10、0 00平方メートル 未満のもの	1件につ き140 、000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き70、 000円 ）	
	床面積の合計が1 0、000平方メ ートル以上25、 000平方メー トル未満のもの	1件につ き177 、000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き88、 500円 ）	
	床面積の合計が2	1件につ	

		5,000平方メートル以上のもの		き221,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき110,500円）
登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能判定機関による適合証を提出しない	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき19,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき9,500円）
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき20,000円（計画の変更の認定の申請に対する

場合		審査の場合 にあつては、1 件につき 10,0 00円)
	誘導仕 様・計 算併用 法によ る評価 を行う 場合	床面積の 合計が2 00平方 メートル 未満のも の 1件につ き28, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 14,0 00円)
		床面積の 合計が2 00平方 メートル 以上のも の 1件につ き30, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 15,0 00円)
	標準計	床面積の 1件につ

		<p>算法による評価を行う場合</p> <p>合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>き37,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,500円)</p>
		<p>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき42,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき21,000円)</p>
共同住宅等	<p>誘導仕様基準による評価を行う場合</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき36,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,000円)</p>

	合にあつては、1件につき18,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき62,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき31,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき113,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき56,500円)
床面積の	1件につ

		合計が5,000平方メートル以上のもの	き171,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき85,500円)
	誘導仕様・計算併用法による評価を行う場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき56,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき28,000円)
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき94,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき47,000円)

				ル未満のもの	審査の場合にあつては、1件につき47,000円)
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき164,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき82,000円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき240,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき120,000円)

		円)
標準計 算法に よる評 価を行 う場合	床面積の 合計が3 00平方 メートル 未満のも の	1件につ き75, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあっ ては、1 件につき 37,5 00円)
	床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上2, 000平 方メー トル未 満のも の	1件につ き126 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き63, 000円)
	床面積の 合計が2 ,000 平方メ ートル 以上	1件につ き216 ,000 円(計画 の変更の

		5,000平方メートル未満のもの	認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき108,000円)
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき309,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき154,500円)
非住宅建築物	モデル計算法による評価を行う場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき95,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1

	件につき 47,500円)
床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につ き122 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1件につ き61, 000円)
床面積の 合計が1 ,000 平方メー トル以上 2,00 0平方メ ートル未 満のもの	1件につ き160 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1件につ き80, 000円)
床面積の 合計が2	1件につ き260

				, 000 平方メー トル以上 5, 00 0平方メ ートル未 満のもの	, 000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き130 , 000 円）
				床面積の 合計が5 , 000 平方メー トル以上 10, 0 00平方 メートル 未満のも の	1件につ き340 , 000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き170 , 000 円）
				床面積の 合計が1 0, 00 0平方メ ートル以 上25, 000平	1件につ き408 , 000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す

	方メートル未満のもの	る審査の場合にあつては、 1件につき204,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき479,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、 1件につき239,500円)
標準入力法による評価を行う場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき250,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、 1件につき125

	, 000 円)
床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につ き314 , 000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1件につ き157 , 000 円)
床面積の 合計が1 , 000 平方メー トル以上 2, 00 0平方メ ートル未 満のもの	1件につ き405 , 000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1件につ き202 , 500 円)
床面積の 合計が2 , 000	1件につ き579 , 000

				平方メートル以上 5,000平方メートル未 満のもの	円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き289 ,500 円）
				床面積の 合計が5 ,000 平方メー トル以上 10,0 00平方 メートル 未満のも の	1件につ き713 ,000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き356 ,500 円）
				床面積の 合計が1 0,00 0平方メ ートル以 上25, 000平 方メート	1件につ き843 ,000 円（計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の

				ル未満のもの	場合にあつては、1件につき421,500円)	
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき961,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき480,500円)	
(120)の6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「計画」	登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能判定	一戸建ての住宅		1件につき5,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査(軽微な変更に関する証明書)の交付の申請に対する	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により当該計画が建築基準法第6条第1

<p>という。)の認定の申請に対する審査、同法第31条第1項に規定する計画の変更の認定の申請に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p>	<p>機関による適合証(当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる認定基準に適合していることを証す</p>		<p>審査を含む。以下この号において同じ。)の場合にあつては、1件につき2,500円)</p>	<p>項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する場合を含む。)にあつては、第109号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。</p>	
		共同住宅等	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき10,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円)</p>	<p>イ 軽微な変更に関する証明</p>
			<p>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき22,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1</p>	

			件につき 11,000円)	書の交付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴収するときは、第144号に規定する手数料は、徴収しない。 ウ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあつては、一戸
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき49,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき24,500円)	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき88,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき44,000円)	
	非住宅建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円 (計画の	

		の	変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円)	建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき18,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき9,000円)	エ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあつては、共同住宅等に係る手数料の金額及び
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき29,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき	

	14,500円)	非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき88,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき44,000円)	オ 床面積の合計は、計画の変更の場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)について算定する。
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき140,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき70,000円)	
床面積の合計が10,000平方メートル以	1件につき177,000円(計画	

			上 25, 000 平方メートル未満のもの	の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1 件につき 88, 500 円)
			床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの	1 件につき 221, 000 円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1 件につき 110, 500 円)
登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	1 件につき 19, 000 円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつ

ギー 消費 性能 判定 機関 による 適合証 を提出 しない 場合	評価を 行う 場合	ては、1 件につき 9,500 円)
	床面積の合 計が200 平方メート ル以上のもの	1件につ き20, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 10,0 00円)
	誘導仕 様・計 算併用 法による 評価を	1件につ き28, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ ては、1 件につき 14,0 00円)
	床面積の合 計が200 平方メート	1件につ き30, 000円

	行う場合	ル以上のもの	(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき15,000円)
	標準計算法による評価を行う場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき37,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,500円)
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき42,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1

			件につき 21,000円)
共同住宅等	誘導仕様基準による評価を行う場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき36,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,000円)
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき62,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき31,000円)
		床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件につき113,000円(計画

	5,000 平方メートル未満のもの	の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き56, 500円)
	床面積の合 計が5,0 00平方メ ートル以上 のもの	1件につ き171 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き85, 500円)
誘 導 仕 様 ・ 計 算 併 用	床面積の合 計が300 平方メー トル未満 のもの	1件につ き56, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあつ

法による評価を行う場合		ては、1件につき28,000円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき94,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき47,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき164,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき82,000円)
	床面積の合計が5,0	1件につき240

		00平方メートル以上のもの	, 000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき120,000円)
標準計算法による評価を行う場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき75,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき37,500円)
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき126,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の

	<p>場合にあ っては、 1件につ き63, 000円)</p>
<p>床面積の合 計が2,0 00平方メ ートル以上 5,000 平方メート ル未満のも の</p>	<p>1件につ き216 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き108 ,000 円)</p>
<p>床面積の合 計が5,0 00平方メ ートル以上 のもの</p>	<p>1件につ き309 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き154 ,500</p>

			円)
非 住 宅 建 築 物	モ デ ル 計 算 法 に よ る 評 価 を 行 う 場 合	床面積の合 計が300 平方メー トル未満の もの	1件につ き95, 000円 (計画の 変更の認 定の申請 に対する 審査の場 合にあっ ては、1 件につき 47,5 00円)
		床面積の合 計が300 平方メー トル以上1, 000平方 メートル未 満のもの	1件につ き122 ,000 円(計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き61, 000円)
		床面積の合 計が1,0 00平方メ ートル以上 2,000	1件につ き160 ,000 円(計画 の変更の

				平方メートル未満のもの	認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき80,000円)
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき260,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき130,000円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき340,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、

		1 件につ き 1 7 0 , 0 0 0 円)
	床面積の合 計が 1 0, 0 0 0 平方 メートル以 上 2 5, 0 0 0 平方メ ートル未 満のもの	1 件につ き 4 0 8 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1 件につ き 2 0 4 , 0 0 0 円)
	床面積の合 計が 2 5, 0 0 0 平方 メートル以 上のもの	1 件につ き 4 7 9 , 0 0 0 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合に あつては、 1 件につ き 2 3 9 , 5 0 0 円)
標	床面積の合	1 件につ

準 入 力 法 に よ る 評 価 を 行 う 場 合	計が300 平方メート ル未満のもの	き250 , 000 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き125 , 000 円)
	床面積の合 計が300 平方メート ル以上1, 000平方 メートル未 満のもの	1件につ き314 , 000 円 (計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査の 場合にあ っては、 1件につ き157 , 000 円)
	床面積の合 計が1, 0 00平方メ ートル以上 2, 000 平方メート	1件につ き405 , 000 円 (計画 の変更の 認定の申

				ル未満のもの	請に対する審査の場合にあつては、1件につき202,500円)
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき579,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき289,500円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき713,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につ

					き 3 5 6 , 5 0 0 円)
				床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 件につき 8 4 3, 0 0 0 円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1 件につき 4 2 1, 5 0 0 円)
				床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 件につき 9 6 1, 0 0 0 円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1 件につき 4 8 0, 5 0 0 円)

別表第 1 2 0 号の 7 から第 1 2 0 号の 9 までを削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 7 5 号の改正

規定、同表第112号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第113号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第114号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第116号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第117号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第16項の規定に基づく」を「第18条第20項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第118号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第19項の規定に基づく」を「第18条第28項に規定する」に改める部分に限る。）、同表第119号の改正規定（「の規定に基づく申請」を「に規定する申請」に、「第18条第19項の規定に基づく」を「第18条第28項に規定する」に改める部分に限る。）及び同表第120号の改正規定は、公布の日から施行する

。

新				旧			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考
略				略			
(7 5)	建築基準法 (昭和25 年法律第2 01号)第 7条の6第 1項第1号 若しくは第 2号又は第 <u>18条第3</u> <u>8項第1号</u> 若しくは第 2号(い れも同法第 87条の4 又は第88			(7 5)	建築基準法 (昭和25 年法律第2 01号)第 7条の6第 1項第1号 若しくは第 2号又は第 <u>18条第2</u> <u>4項第1号</u> 若しくは第 2号(い れも同法第 87条の4 又は第88		

新		旧	
<p>条第2項において準用する場合を含む。)に規定する仮使用の認定の申請に対する審査</p>		<p>条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく使用の認定の申請に対する審査</p>	
略		略	
(
1	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築物の	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく	建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく
0	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
9	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
)			
床面積の合計		床面積の合計	
略		略	
1件につき1		1件につき1	
9,000円		7,000円	
1件につき3		1件につき2	
5,000円		6,000円	
1件につき6		1件につき3	
0,000円		6,000円	

新		旧	
建築等の確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)	一トール以内のもの 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	物の建築等の確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)	一トール以内のもの 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
に規定する建築物の建築等の計画の通知に対する審査(当該申請又は通知が同法第87条の4の昇降機の設置を	一トール以内のもの 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	。) <u>の規定に基づく建築物の建築等の計画の通知に対する審査(当該申請又は通知が同法第87条の4の昇降機</u>	1件につき <u>50,000円</u> 1件につき <u>5,000円</u>
	略		略
	一トール以内のもの 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>50,000円</u> 1件につき <u>5,000円</u>
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>50,000円</u> 1件につき <u>5,000円</u>
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>50,000円</u> 1件につき <u>5,000円</u>
	略		略
	50,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1件につき <u>50,000円</u> 1件につき <u>5,000円</u>

新		旧	
8条第2項 (同法第8 7条第1項 において準 用する場合 を含む。) に規定する 建築物の建 築等の計画 の通知のう ち、建築物 のエネルギー 消費性能 の向上等に 関する法律 施行規則（ 平成28年 国土交通省 令第5号）	0平方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの 床面積の合計が2, 000平方メートル 以上5,000平方 メートル未満のもの 床面積の合計が5, 000平方メートル 以上のもの	9,000円 1件につき4 7,000円 1件につき6 4,000円	にあつては、この号に規定する手数料は徴収しない。 ウ 床面積の合計は、前号の規定により確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成2

新	旧
<p>第2条第1項第1号の特定建築行為に係る部分の工事の計画に係る確認の申請又は計画の通知に対する審査</p>	<p>7年法律第53号) 第2条第1項第3号の基準への適合に係る変更がある場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にある部分は、当該増加する部分の床面積) につい</p>

新		旧	
<p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第109条第1項若しくは第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「計画」という。))に対する</p>	<p>一 戸建ての住宅</p>	<p>1件につき5,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査(軽微な変更に関する証明書の交付の申請の審査)のときは、第144号に規定する手数料は、徴収しない。)</p> <p>伊 住宅と非住宅が複合</p>	<p>て算定する。</p> <p>ア 軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴収するときは、第144号に規定する手数料は、徴収しない。</p> <p>イ 住宅と非住宅が複合</p>

新		旧	
建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査、同法第11条第2項若しくは第12条第3項に規定する計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査又は建築物のエネルギー消費性能の	仕様基準による評価を行う場合 床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	00円) 1件につき19,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき9,500円)	している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるもの建築物全体の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査をする場合にあっては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の

新		旧	
メートル以上のもの	に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき15,000円)	等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。	
標準計算法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え200平方メートル未満のもの	エ 床面積の合計は、計画の変更の場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては	

新	旧
<p>000平方メートル未満のもの</p>	<p>消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき31,000円)</p>
<p>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき113,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき56,500円)</p>
<p>床面積の</p>	<p>1件につき1</p>

新	旧				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 1525 432 1662">床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="264 1330 432 1525">あつては、1件につき28,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1525 1031 1662">床面積の合計が2,000平方メートル以上</td> <td data-bbox="432 1330 1031 1525">1件につき94,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき47,000円)</td> </tr> </table>	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	あつては、1件につき28,000円)	床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件につき94,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき47,000円)	略
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	あつては、1件につき28,000円)				
床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件につき94,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき47,000円)				

新	旧
<p>5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>一消費性能適合性判定に係る審査の場合、1件につき82,000円)</p>
<p>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき240,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合、1件につき120,000円)</p>

新	旧				
<p>標準計算 法による 評価を行 う場合</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1330 384 1523">床面積の 合計が0 平方メー トルを超 え300 平方メー トル未満 のもの</td> <td data-bbox="384 1330 871 1523">1件につき7 5,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定に係る 審査の場合に あつては、1 件につき37 ,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="871 1330 1302 1523">床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上2, 000平 方メート ル未満の</td> <td data-bbox="1302 1330 1513 1523">1件につき1 26,000 円(計画の変 更に対する建 築物エネルギ ー消費性能適 合性判定に係 る審査の場合</td> </tr> </table>	床面積の 合計が0 平方メー トルを超 え300 平方メー トル未満 のもの	1件につき7 5,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定に係る 審査の場合に あつては、1 件につき37 ,500円)	床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上2, 000平 方メート ル未満の	1件につき1 26,000 円(計画の変 更に対する建 築物エネルギ ー消費性能適 合性判定に係 る審査の場合
床面積の 合計が0 平方メー トルを超 え300 平方メー トル未満 のもの	1件につき7 5,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定に係る 審査の場合に あつては、1 件につき37 ,500円)				
床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上2, 000平 方メート ル未満の	1件につき1 26,000 円(計画の変 更に対する建 築物エネルギ ー消費性能適 合性判定に係 る審査の場合				

新		旧	
もの	にあつては、 1件につき6 3,000円)		
床面積の 合計が2 ,000 平方メー トル以上 5,00 0平方メ ートル未 満のもの	1件につき2 16,000 円(計画の変 更に対する建 築物エネルギー 一消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、 1件につき1 08,000 円)		
床面積の 合計が5 ,000	1件につき3 09,000 円(計画の変		

新		旧
平方メートル以上のもの	更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき154,500円)	
床面積が0平方メートルのもの	1件につき10,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき5,	
非住宅建築物		

新		旧	
モデル建物法による評価を行う場合	床面積の合計が0平方メートルを超え300平方メートル未満のもの	000円) 1件につき95,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき47,500円)	
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル	1件につき122,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係	

新	旧
<p>ル未満のもの</p> <p>る審査の場合にあつては、1件につき61,000円)</p>	
<p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>1件につき160,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき80,000円)</p>	
<p>床面積の合計が2</p> <p>1件につき260,000</p>	

新	旧
<p>、 0 0 0 平方メー トル以上 5, 0 0 0平方メ ートル未 満のもの</p>	<p>円（計画の変 更に対する建 築物エネルギー 一消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、 1件につき1 30, 0 0 0 円）</p>
<p>床面積の 合計が5 、 0 0 0 平方メー トル以上 10, 0 0 0平方 メートル 未満のも</p>	<p>1件につき3 40, 0 0 0 円（計画の変 更に対する建 築物エネルギー 一消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、</p>

新		旧	
の	1 件につき 1 70,000 円)		
床面積の 合計が1 0,000 0平方メ ートル以 上25, 000平 方メート ル未満の もの	1 件につき 4 08,000 円 (計画の変 更に対する建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、 1 件につき 2 04,000 円)		
床面積の 合計が2 5,000 0平方メ	1 件につき 4 79,000 円 (計画の変 更に対する建		

新		旧	
標準入力	1件につき2	建築物エネルギー	
法による	50,000	消費性能適	
評価を行	円 (計画の変	合性判定に係	
う場合	更に対する建	る審査の場合	
		にあつては、	
		1件につき2	
		39,500	
		円)	
床面積の	1件につき2		
合計が0	50,000		
平方メー	円 (計画の変		
トルを超	更に対する建		
え300			
平方メー	建築物エネルギ		
トル未満	消費性能適		
のもの	合性判定に係		
	る審査の場合		
	にあつては、		
	1件につき1		
	25,000		

新	旧		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1541 592 1659">0平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1332 592 1541"> 合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき202,500円) </td> </tr> </table>	0平方メートル未満のもの	合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき202,500円)	
0平方メートル未満のもの	合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき202,500円)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="592 1541 1246 1659"> 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="592 1332 1246 1541"> 1件につき579,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき289,500円) </td> </tr> </table>	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき579,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき289,500円)	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき579,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき289,500円)		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1246 1541 1305 1659">床面積の</td> <td data-bbox="1246 1332 1305 1541">1件につき7</td> </tr> </table>	床面積の	1件につき7	
床面積の	1件につき7		

新	旧
<p>合計が5 、000 平方メー トル以上 10,0 00平方 メートル 未満のも の</p>	<p>13,000 円（計画の変 更に対する建 築物エネルギー 一消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、 1件につき3 56,500 円)</p>
<p>床面積の 合計が1 0,00 0平方メ ートル以 上25, 000平 方メー</p>	<p>1件につき8 43,000 円（計画の変 更に対する建 築物エネルギー 一消費性能適 合性判定に係 る審査の場合</p>

新

旧

0)	る建築物の 建築等の確 認の申請若 しくは同法 第18条第 2項に規定 する建築物 の建築等の 計画の通知 に対する審 査（同法第 87条の4 の昇降機の 設置に係る 審査に限る 。）又は同 法第87条 の4におい て準用する	げる場合を除く。） イ 小荷物専用昇降機を 設置する場合（エに掲 げる場合を除く。） ウ 確認を受けた建築設 備の計画の変更をして 建築設備（小荷物専用 昇降機を除く。）を設 置する場合 エ 確認を受けた小荷物 専用昇降機の計画の変 更をして小荷物専用昇 降機を設置する場合	1件につき1 0,000円 1件につき1 1,000円 1件につき5 ,000円
-----	---	---	---

略

0)	基づく建築 物の建築等 の確認の申 請若しくは 同法第18 条第2項の 規定に基づ く建築物の 建築等の計 画の通知に 対する審査 （同法第8 7条の4の 昇降機の設 置に係る審 査に限る。 ）又は同法 第87条の 4において	げる場合を除く。） イ 小荷物専用昇降機を 設置する場合（エに掲 げる場合を除く。） ウ 確認を受けた建築設 備の計画の変更をして 建築設備（小荷物専用 昇降機を除く。）を設 置する場合 エ 確認を受けた小荷物 専用昇降機の計画の変 更をして小荷物専用昇 降機を設置する場合	1件につき 4,000円 1件につき 5,000円 1件につき 3,000円
-----	---	---	---

略

新		旧	
同法第6条第1項に規定する建築設備の設置の確認の申請若しくは同法第18条第2項に規定する建築物の建築設備の設置の計画の通知に対する審査	同法第6条第1項に規定する建築設備の設置の確認の申請若しくは同法第18条第2項に規定する建築物の建築設備の設置の計画の通知に対する審査	建築基準法第88条第1項又は第2項において	建築基準法第88条第1項又は第2項において
(1)	(1)	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）
1	1	イ 確認を受けた工作物	イ 確認を受けた工作物
		1件につき1	1件につき1
		7,000円	0,000円
		1件につき8	1件につき5

新		旧	
))	<p>て準用する 同法第6条 第1項に規定する工作物の築造の確認の申請又は同法第18条第2項に規定する工作物の築造の計画の通知に対する審査</p>	<p>の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	, 000円
))	<p>て準用する 同法第6条 第1項の規定に基づく工作物の築造の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造の計画の通知に対する審査</p>	<p>の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	, 000円
((
1	1	30平方メートル以内のもの	1件につき1 9,000円
1	1	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき2 2,000円
2	2	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき1 6,000円
))		

新

旧

条第20項に規定する通知に対する建築物の工事の完了検査（当該工事が同法第87条の4の昇降機の工事を含む場合にあっては、当該昇降機の工事の完了検査を除く。）	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき2 8,000円
	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき3 8,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき6 3,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき8 1,000円
	略	略

18条第16項の規定に基づく通知に対する建築物の工事の完了検査（当該工事が同法第87条の4の昇降機の工事を含む場合にあっては、当該昇降機の工事の完了検査を除く。）	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき2 0,000円
	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき2 6,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき4 3,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき5 5,000円
計		

1	(建築基準法第7条第1戸)	床面積の合計が0平方メートルを超え2,000円	ア 第112号又は第1
---	---------------	-------------------------	-------------

新

旧

1	項に規定する申請又は	建て	00平方メートル未満のもの		16号に規定する手数料は、この
2	同法第18	の	床面積の合計が20	1件につき2	料は、この
)	条第20項	住	0平方メートル以上	, 000円	号に規定する
の	に規定する	宅	のもの		る手数料と
2	通知に対する	共	床面積の合計が0平	1件につき3	は別に算定
	る建築物（	同	方メートルを超え3	, 000円	する。
	特定工程に	住	00平方メートル未		イ 床面積が
	係る建築物	宅	満のもの		0平方メー
	を含む。）	等	床面積の合計が30	1件につき6	トルの場合
	の工事の完		0平方メートル以上	, 000円	にあつては
	了検査のう		2, 000平方メー		、この号に
	ち、建築物		トル未満のもの		規定する手
	のエネルギー		床面積の合計が2,	1件につき1	数料は徴収
	一消費性能		000平方メートル	0, 000円	しない。
	の向上等に		以上5, 000平方		ウ 検査に関
	関する法律		メートル未満のもの		し、住宅の
	第10条第		床面積の合計が5,	1件につき1	品質確保の
	1項に適合		000平方メートル	5, 000円	促進等に関

新	旧
<p>以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるもの建築物全体の検査をする場合にあつては、一戸建ての住宅に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。</p> <p>オ 住宅と非住宅と</p> <p>略</p>

新	旧
<p>住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が2以上であるものの建築物全体の検査をする場合にあっては、共同住宅等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額とする。</p>	

新

(建築基準法	1 件につき 3
1	第 7 条第 1 項に規定する申請若しくは同法第 18 条第 2 項に規定する通知に対する建築物の工事の完了検査（同法第 8 7 条の 4 の昇降機の工事の完了検査に限る。）又は同法第 8 7 条の 4 において準	1 件につき 2 0, 0 0 0 円
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合	
3	小荷物専用昇降機を設置した場合	
)		
略		

旧

(建築基準法	1 件につき 1
1	第 7 条第 1 項の規定に基づく申請若しくは同法第 18 条第 1 6 項の規定に基づく通知に対する建築物の工事の完了検査（同法第 8 7 条の 4 の昇降機の工事の完了検査に限る。）又は同法第 8 7 条の 4 に	5, 0 0 0 円
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合	
3	小荷物専用昇降機を設置した場合	1 件につき 8, 0 0 0 円
)		
略		

新	旧
<p>第1項に規定する申請又は同法第218条第20項に規定する通知に対する工作物の工事の完了検査</p>	<p>第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する工作物の工事の完了検査</p>
<p>(第109号、第110号から第112号まで、第113号及び前号に規定する事務の申請の際に提出</p>	<p>(第109号から前号までに規定する事務の申請の際に提出した書類に記載した事項に関する証明書又</p>

新		旧	
略	略	略	略
した書類に記載した事項に関する証明書又は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に関する証明書の交付	した書類に記載した事項に関する証明書又は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に関する証明書の交付	は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に関する証明書の交付	は建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に関する証明書の交付
((((
1	1	1	1
1	1	1	1
6	6	6	6
))))
建築基準法第7条第1項に規定する申請又は同法第18条第20項に規定する	建築基準法第7条第1項に規定する申請又は同法第18条第20項に規定する	建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第1項の規定	建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第1項の規定
床面積の合計	床面積の合計	床面積の合計	床面積の合計
30平方メートル以内のもの	30平方メートル以内のもの	30平方メートル以内のもの	30平方メートル以内のもの
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
100平方メートルを超え200平方メートル	100平方メートルを超え200平方メートル	100平方メートルを超え200平方メートル	100平方メートルを超え200平方メートル
1件につき1	1件につき1	1件につき1	1件につき1
6,000円	6,000円	2,000円	2,000円
1件につき2	1件につき2	1件につき1	1件につき1
0,000円	0,000円	5,000円	5,000円
1件につき2	1件につき2	1件につき1	1件につき1
6,000円	6,000円	9,000円	9,000円

新		旧	
通知に対する特定工程に係る建築物の工事の完了検査	一トール以内のもの	一トール以内のもの	略
	200平方メートルを超え <u>300平方メートル以内のもの</u>	200平方メートルを超え <u>500平方メートル以内のもの</u>	
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
(建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項に規定	略	略	略
	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)を設置した場合	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)を設置した場合	
1	1件につき1 2,000円	1件につき2 5,000円	1
1	1件につき6 1,000円	1件につき4 1,000円	1
7	1件につき7 6,000円	1件につき5 2,000円	7
)	1件につき8 ,000円	1件につき 8,000円)

新

する申請又は同法第18条第20項に規定する特定工程に係る昇降機の工事の完了検査	30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき1
		9,000円
建築基準法第7条の3第1項に規定する申請又は同法第18条第28項に規定する特定	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき2
		3,000円
建築基準法第7条の3第1項に規定する申請又は同法第18条第28項に規定する特定	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき3
		0,000円
建築基準法第7条の3第1項に規定する申請又は同法第18条第28項に規定する特定	200平方メートル以内のもの 200平方メートル	1件につき3

旧

に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく特定工程に係る昇降機の工事の完了検査	30平方メートル以内のもの 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき1
		2,000円
建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき1
		5,000円
建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく	200平方メートル以内のもの 200平方メートル	1件につき2

新		旧	
工程に係る建築物の工事の中間検査（当該工事が同法第87条の4の昇降機の工事を含む場合にあっては、当該昇降機の工事の中間検査を除く。）	を <u>300平方メートル以内のもの</u>	を <u>500平方メートル以内のもの</u>	を <u>4,000円</u>
	<u>300平方メートル</u>	<u>500平方メートル</u>	<u>1件につき4</u>
	を <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	を <u>1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>0,000円</u>
	の	の	
	計	計	
	<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき5</u>
	<u>3,000円</u>	<u>0,000円</u>	<u>0,000円</u>
	略	略	
(建築基準法第7条の3第1項に規定する申請若しくは同一	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合	1件につき
1	1	1	12,000円
9	小荷物専用昇降機を設置した場合	小荷物専用昇降機を設置した場合	1件につき
)	8,000円	8,000円	

新	旧
<p>法第18条 第28項に 規定する通 知に対する 特定工程に 係る建築設 備の工事の 中間検査（ 同法第87 条の4の昇 降機の工事 の中間検査 に限る。） 又は同法第 87条の4 において準 用する同法 第7条の3 第1項に規</p>	<p>は同法第1 8条第19 項の規定に 基づく通知 に対する特 定工程に係 る建築設備 の工事の中 間検査（同 法第87条 の4の昇降 機の工事の 中間検査に 限る。）又 は同法第8 7条の4に おいて準用 する同法第 7条の3第</p>

新	旧
<p>定する申請若しくは同法第18条第28項に規定する通知に対する特定工程に係る建築設備の工事の中間検査</p>	<p>1項の規定に基づく申請若しくは同法第18条第19項の規定に基づく通知に対する特定工程に係る建築設備の工事の中間検査</p>
<p>(建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項に規定する</p>	<p>(建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基</p>

新		旧	
申請又は同法第18条第28項に規定する通知に対する特定工程に係る工作物の工事の間検査	略	づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に対する特定工程に係る工作物の工事の間検査	略
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までに	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定するその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(以下この号において「確認書」という。)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までに	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定するその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(以下この号

新	旧
<p>規定する長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画（以下この号において「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査又は同法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築</p>	<p>規定する長期優良住宅建築等計画若しくは長期優良住宅維持保全計画（以下この号において「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査又は同法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築</p>
<p>）若しくは住宅性能評価書又はこれらの号に写し（以下この号において「確認書等」という。）を提出しない場合</p>	<p>において「確認書」という。）若しくは住宅性能評価書又はこれらの号に写し（以下この号において「確認書等」という。）を提出しない場合</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

新	旧
<p>略</p> <p>等計画等の変更の認定の申請（同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。）に対する審査</p>	<p>略</p> <p>等計画等の変更の認定の申請（同法第9条第1項及び第3項に規定する変更の認定の申請を除く。以下この号において同じ。）に対する審査</p>
<p>略</p> <p>(1 2 0)</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第</p>	<p>略</p> <p>(1 2 0)</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第</p>
<p>登録住宅性能評価機関</p> <p>一戸建ての</p>	<p>登録住宅性能評価機関</p> <p>一戸建ての</p>
<p>1件につき5,000円（計画の変更の認定の申請に対する審査（</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の</p>	<p>1件につき37,000円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定</p> <p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の</p>

新		旧	
の 5	<p>84号)第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下この号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査、同法第5条第1項に規定する第1項に規定する計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>84号)第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査又は同法第5条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>住宅 評価機関をいう。以下この号において同じ。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号から第120号の7までにおいて同じ。)による適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する</p>
	<p>(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する建築物新築等計画(以下この号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査、同法第5条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下この号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>規定により当該計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合(都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第2項において準用する場合を含む</p>	<p>規定により当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築物新築等計画(以下この号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査、同法第5条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下この号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査</p>
	<p>軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査を含む。以下この号において同じ。)の場合にあっては、1件につき2,500円)</p>	<p>の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき1,500円)</p>	<p>の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき1,500円)</p>
	<p>共同住宅等</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	

新		旧	
機関 (建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上等 に関 する 法律 第1 4条 第1 項に 規定 する	床面積の 合計が5 , 0 0 0 平方メー トル以上 のもの	1件につき8 8, 0 0 0円 (計画の変更 の認定の申請 に対する審査 の場合にあって は、1件に つき44, 0 0 0円)	に規定する 手数料は、 徴収しない 。 ウ 住宅と非 住宅が複合 している建 築物で住宅 部分の住戸 の数が1で あるものの 建築物全体 の計画の認 定又は計画 の変更の認 定の申請を する場合に あっては、 一戸建ての
	非住宅 建築物 の 床面積の 合計が3 0 0平方 メートル 未満のも の	1件につき1 0, 0 0 0円 (計画の変更 の認定の申請 に対する審査 の場合にあって は、1件に つき5, 0 0 0円)	性能評価 機関又は 登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関によ る適合証 を提出し ない場合
	床面積の 合計が5 , 0 0 0 平方メー トル以上 のもの	1件につき7 4, 0 0 0円 (低炭素建築 物新築等計画 の変更の認定 の申請に対す る審査の場合 にあっては、 1件につき3	認定の申請 をする場合 には 、共同住宅 等の住戸部 分に係る手 数料の金額 及び共同住 宅等の共用 部分に係る 手数料の金 額を合算し た金額とす る。 ウ 共同住宅 等 (非住宅 部分を含む 建築物に限 る。以下ウ
	床面積の 合計が5 , 0 0 0 平方メー トル以上 のもの	1件につき1 0, 0 0 0円 (計画の変更 の認定の申請 に対する審査 の場合にあって は、1件に つき5, 0 0 0円)	同 住 宅 等 の 住 戸 部 分

新		旧	
登録 建築 物工 ネル ギー 消費 性能 判定 機関 をい う。 以下 この 号及 び次 号に おい て同 じ。	合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの 床面積の 合計が1 , 000 平方メ ートル 以上 2, 00 0平方メ ートル未 満のもの 床面積の 合計が2	8, 000円 (計画の変更 の認定の申請 に対する審査 の場合にあっ ては、1件に つき9, 00 0円) 1件につき2 9, 000円 (計画の変更 の認定の申請 に対する審査 の場合にあっ ては、1件に つき14, 5 00円) 1件につき8 8, 000円	住宅に係る 手数料の金 額及び非住 宅建築物に 係る手数料 の金額を合 算した金額 とする。 エ 住宅と非 住宅が複合 している建 築物で住宅 部分の住戸 の数が2以 上であるも の建築物 全体の計画 の認定又は 計画の変更
			及びエにお いて同じ。)に係る建 築物全体の 低炭素建築 物新築等計 画の認定又 は低炭素建 築物新築等 計画の変更 の認定の申 請をする場 合にあつて は、共同住 宅等の住戸 部分に係る 手数料の金 額及び共同 住宅等の共
			7, 000円) 1件につき1 03, 000 円(低炭素建 築物新築等計 画の変更の認 定の申請に対 する審査の場 合にあつては 、1件につき 51, 500 円) 1件につき1 46, 000 円(低炭素建 築物新築等計 画の変更の認 定の申請に対
			申請に係 る住戸数 が5を超 え10以 内のもの 申請に係 る住戸数 が10を 超え25 以内のも の 申請に係 る住戸数 が10を 超え25 以内のも の

新		旧	
に よる 適合 証（ 当該 計画 が都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 54 条第 1項 各号	、000 平方メ ートル 5,00 0平方メ ートル未 満のもの 床面積の 合計が5 ,000 平方メ ートル以 上 10,0 00平方 メートル 未満のも の	(計画の変更 の認定の申請 に対する審査 の場合にあつ ては、1件に つき44,0 00円)	の認定の申 請をする場 合にあつて は、共同住 宅等に係る 手数料の金 額及び非住 宅建築物に 係る手数料 の金額を合 算した金額 とする。 オ 床面積の 合計は、計 画の変更の 場合にあつ ては、当該 計画の変更 に係る部分
		1件につき1 40,000 円(計画の変 更の認定の申 請に対する審 査の場合にあ つては、1件 につき70, 000円)	
		1件につき2 09,000 円(低炭素建 築物新築等計 画の変更の認 定の申請に対 する審査の場 合にあつては 、1件につき 104,50 0円)	用部分に係 る手数料の 金額並びに 共同住宅等 の非住宅部 分に係る手 数料の金額 を合算した 金額とする 。 エ 共同住宅 等の非住宅 部分のうち 外皮性能に 関する評価 を必要とし ない部分の 手数料の金 額は、当該
		1件につき1 98,000 円(低炭素建	

新		旧	
に掲げる認定基準に適合していることを証する書類をいう。以下この号において同じ	0, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	円（計画の変更の申請に対する審査の場合においては、1件につき88, 500円）	の床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
	床面積の合計が25, 000平方メートル以上のもの	1件につき221, 000円（計画の変更の申請に対する審査の場合においては、1件につき110, 500円）	
			建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき149, 000円）
			超え100以内のもの
			申請に係る住戸数が100を超え200以内のもの
			1件につき404, 000円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき202, 000円）
			部分の面積を共同住宅等の共用部分として算定した金額とする。

新		旧	
) を提出する場合	一戸建ての住宅	誘導仕様基準による評価を行う	
	登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能判定機関	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき19,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合) 又は、1件につき9,500円
			1件につき529,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合) 又は、1件につき264,500円
			申請に係る住戸数が200を超え300以内のもの
			申請に係る住戸数が300を超えるもの
			1件につき622,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合) 又は、1件につき

新		旧	
<p>による適 合証を提 出しな い場合</p>	<p>の場合にあ つては、1 件につき 10,000 円</p>	<p>、1件につ き311,0 00円</p>	
<p>誘導仕 様・計 算併用 法に よる 評価</p>	<p>の 床面積 合計が 200平 方メー トル未 満の 場合 にあ つては、 1件に つき14, 000円</p>	<p>申請に係 る住戸数 が1のも の新築等 計画の 変更の認 定の申 請に對 する審 査の場 合にあ つては、 1件に つき2, 500円</p>	<p>登録住宅 性能評価 機関又は 登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関によ る適合証 を提出す る場合</p>
	<p>の場合にあ つては、1 件につき 28,000 円（計 画の変 更の認 定の申 請に對 する審 査の場 合にあ つては、 1件に つき14, 000円）</p>	<p>申請に係 る住戸数 が1を超 え5以 内のも の</p>	<p>1件につ き50,00 0円（低 炭素建 築物新 築等計 画の変 更の認 定の申 請に對 す</p>

新		旧	
を行う場合	では、1件につき15,000円)		る審査の場合にあつては、1件につき5,000円)
標準計算法による評価を行う場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	申請に係る住戸数が5を超え10以内のもの	1件につき17,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき18,500円)
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	申請に係る住戸数が10を超え25以内のもの	1件につき29,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定

新		旧	
合	の場合にあつては、1件につき21,000円)	の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき14,500円)	
共同住宅等	誘導仕様基準による 床面積の合計が300平方メートル未満の場合にあつては、1件につき18,000円)	申請に係る住戸数が25を 超え50以内のもの の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき24,000円)	
評価を行う場	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合にあつては、1件につき22,000円)	申請に係る住戸数が25を 超え50以内のもの の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき24,000円)	

新	旧								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 118 432 526"> 合 方メートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="209 526 432 1120"> ては、1件につき31,000円) 1件につき113,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき56,500円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 118 911 526"> 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの </td> <td data-bbox="432 526 911 1120"> 1件につき171,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件 </td> </tr> </table>	合 方メートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	ては、1件につき31,000円) 1件につき113,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき56,500円)	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき171,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 1120 758 1646"> が50を超え100以内のもの </td> <td data-bbox="209 1646 758 2123"> (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき42,500円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1120 1361 1646"> 申請に係る住戸数が100を超え200以内のもの </td> <td data-bbox="758 1646 1361 2123"> 1件につき135,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき67,500 </td> </tr> </table>	が50を超え100以内のもの	(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき42,500円)	申請に係る住戸数が100を超え200以内のもの	1件につき135,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき67,500
合 方メートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	ては、1件につき31,000円) 1件につき113,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき56,500円)								
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき171,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件								
が50を超え100以内のもの	(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき42,500円)								
申請に係る住戸数が100を超え200以内のもの	1件につき135,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき67,500								

新		旧	
誘導仕様・計算併用法による評価を	床面積の合計が300平方メートル未満の場合、1件の申請につき56,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合には、1件につき28,000円)	申請に係る住戸数が200を超え300以内のもの	1件につき170,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合には、1件につき85,000円)
行	以上2,000平方メートル未満の場合、1件につき47,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合には、1件につき47,000円)	申請に係る住戸数が300を超えるもの	1件につき182,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合には、1件につき82,000円)

新	旧															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 118 758 293">標準計算法による評価</td> <td data-bbox="268 293 758 526">床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 526 758 759">1件につき75,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合においては、1件につき37,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 118 1361 293">行う場合</td> <td data-bbox="758 293 1361 526">床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="758 526 1361 759">1件につき126,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合においては、1件につき63,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 118 1513 293"></td> <td data-bbox="1361 293 1513 526">床面積の</td> <td data-bbox="1361 526 1513 759">1件につき2</td> </tr> </table>	標準計算法による評価	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき75,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合においては、1件につき37,500円)	行う場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき126,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合においては、1件につき63,000円)		床面積の	1件につき2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1120 646 1330">ルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="268 1330 646 1563">画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき96,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1120 1248 1330">共用部分の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="646 1330 1248 1563">1件につき297,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき148,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1248 1120 1361 1330">共用部分</td> <td data-bbox="1248 1330 1361 1563">1件につき3</td> </tr> </table>	ルを超え2,000平方メートル以内のもの	画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき96,000円)	共用部分の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき297,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき148,500円)	共用部分	1件につき3
標準計算法による評価	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき75,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合においては、1件につき37,500円)														
行う場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき126,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合においては、1件につき63,000円)														
	床面積の	1件につき2														
ルを超え2,000平方メートル以内のもの	画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき96,000円)															
共用部分の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき297,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき148,500円)															
共用部分	1件につき3															

新	旧										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1124 703 1659">合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1335 703 1518">16,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)については、1件につき108,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1124 1193 1659">床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="703 1335 1193 1518">1件につき309,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)については、1件につき154,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1124 1361 1659">非住</td> <td data-bbox="1193 1335 1361 1518">床面積の合計が31件につき95,000円</td> </tr> </table>	合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)については、1件につき108,000円	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき309,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)については、1件につき154,500円	非住	床面積の合計が31件につき95,000円	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 338 810 663">面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="268 338 810 521">82,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき191,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 338 1361 663">共用部分の面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="810 338 1361 521">1件につき456,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき</td> </tr> </table>	面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき191,000円	共用部分の面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき456,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき
合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)については、1件につき108,000円										
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき309,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)については、1件につき154,500円										
非住	床面積の合計が31件につき95,000円										
面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき191,000円										
共用部分の面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき456,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき										

新		旧	
宅建築物	ル計算法による	(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合) 1件につき 5	228,000円
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	000円	
宅建築物	評価を行う場合	1件につき 122,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合) 1件につき 61,000円	266,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの	000円	
宅建築物	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費
	共用部分の面積が300平方メートル以内のもの	共用部分の面積が300平方メートル以内のもの	共用部分の面積が300平方メートル以内のもの

新	旧												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 118 375 667">平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="209 667 375 1910">更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき80,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 118 541 667">床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="375 667 541 1910">1件につき260,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき130,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="541 118 1361 667">床面積の合計が5,000平方メートル以上</td> <td data-bbox="541 667 1361 1910">1件につき340,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき170,000円)</td> </tr> </table>	平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき80,000円	床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき260,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき130,000円)	床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき340,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき170,000円)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 667 375 1910">性能判定機関による適合証を提出する場合</td> <td data-bbox="209 1910 375 2125">審査の場合 にあつては、1件につき5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 667 541 1910">共用部分の面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="375 1910 541 2125">1件につき29,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき14,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="541 667 1361 1910">共用部分の面積が2,000平方メートル以上</td> <td data-bbox="541 1910 1361 2125">1件につき85,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき42,500円)</td> </tr> </table>	性能判定機関による適合証を提出する場合	審査の場合 にあつては、1件につき5,000円	共用部分の面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき29,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき14,500円)	共用部分の面積が2,000平方メートル以上	1件につき85,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき42,500円)
平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき80,000円												
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき260,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき130,000円)												
床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき340,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 は、1件につき170,000円)												
性能判定機関による適合証を提出する場合	審査の場合 にあつては、1件につき5,000円												
共用部分の面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき29,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき14,500円)												
共用部分の面積が2,000平方メートル以上	1件につき85,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき42,500円)												

新	旧				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 118 592 667"> <p>トル以上 10,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> </td> <td data-bbox="209 667 592 1910"> <p>請に対する審査の場合において、1件につき170,000円)</p> <p>1件につき408,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合において、1件につき204,000円)</p> <p>1件につき479,000円 (計画の変更</p> </td> </tr> </table>	<p>トル以上 10,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>請に対する審査の場合において、1件につき170,000円)</p> <p>1件につき408,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合において、1件につき204,000円)</p> <p>1件につき479,000円 (計画の変更</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 667 647 1910"> <p>トルを 超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>共用部分の面積が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>共用部分</p> </td> <td data-bbox="209 909 1361 1910"> <p>の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき42,500円)</p> <p>1件につき135,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき67,500円)</p> <p>1件につき1</p> </td> </tr> </table>	<p>トルを 超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>共用部分の面積が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>共用部分</p>	<p>の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき42,500円)</p> <p>1件につき135,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき67,500円)</p> <p>1件につき1</p>
<p>トル以上 10,000平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>請に対する審査の場合において、1件につき170,000円)</p> <p>1件につき408,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合において、1件につき204,000円)</p> <p>1件につき479,000円 (計画の変更</p>				
<p>トルを 超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>共用部分の面積が5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>共用部分</p>	<p>の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき42,500円)</p> <p>1件につき135,000円 (低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合 にあつては、1件につき67,500円)</p> <p>1件につき1</p>				

新	旧												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 118 592 663"> <p>0平方メートル以上のもの</p> </td> <td data-bbox="209 118 592 663"> <p>更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき239,500円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 663 592 1120"> <p>標準入力法による評価</p> </td> <td data-bbox="209 663 592 1120"> <p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 118 1082 663"> <p>標準入力法による評価</p> </td> <td data-bbox="592 118 1082 663"> <p>1件につき250,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき125,000円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 663 1082 1120"> <p>標準入力法による評価</p> </td> <td data-bbox="592 663 1082 1120"> <p>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> </td> </tr> </table>	<p>0平方メートル以上のもの</p>	<p>更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき239,500円)</p>	<p>標準入力法による評価</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>標準入力法による評価</p>	<p>1件につき250,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき125,000円)</p>	<p>標準入力法による評価</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 1120 810 1715"> <p>面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p> </td> <td data-bbox="209 1120 810 1715"> <p>70,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき85,000円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="209 1715 810 2123"> <p>共用部分の面積が25,000平方メートルを超えるもの</p> </td> <td data-bbox="209 1715 810 2123"> <p>1件につき213,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき</p> </td> </tr> </table>	<p>面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>70,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき85,000円)</p>	<p>共用部分の面積が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき213,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき</p>
<p>0平方メートル以上のもの</p>	<p>更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき239,500円)</p>												
<p>標準入力法による評価</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>												
<p>標準入力法による評価</p>	<p>1件につき250,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき125,000円)</p>												
<p>標準入力法による評価</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>												
<p>面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>70,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき85,000円)</p>												
<p>共用部分の面積が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき213,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき</p>												

新		旧	
場	以上1, 000平方メートル未満のもの	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は指定確認検査機関(建築基準法第6条の2又は第7条の2第1項に規定するものをいう。以下この号において	106,500円)
合	床面積の合計が1,000平方メートル以上	非住宅部分(共同住宅等	1件につき258,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき157,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの	共同住宅等	1件につき408,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき202,500円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上	共同住宅等	1件につき579,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき500円)

新	旧
<p>5, 000平方メートル未満のもの 床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの</p> <p>査の場合にあっては、1件につき289, 500円)</p> <p>1件につき713, 000円(計画の変更の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき356, 500円)</p> <p>1件につき843, 000円(計画の変更の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき843, 000円)</p>	<p>同じ。)であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるものによる適合証を提出しない場合</p> <p>00平方メートル以内のもの</p> <p>非住宅部分の面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの</p> <p>1件につき579, 000円(低炭素建築等新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき711, 000円(低炭素建</p>
<p>のうち、住宅以外の用途のみ</p>	

新	旧
<p>上25, 000平方メートル未満のもの 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>査の場合にあっては、1件につき421,500円)</p> <p>1件につき961,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき480,500円)</p>	<p>をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>00平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 非住宅部分の面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p> <p>建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき355,500円)</p> <p>1件につき837,000円(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき418,500円)</p>

新	旧			
<p>非住宅建築物</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 118 866 660"> <p>登録建築物 エネルギー ギー消費 性能判定 機関又は 指定確認 検査機関 であり、</p> </td> <td data-bbox="268 660 866 1216"> <p>非住宅部 分の面積 が300 平方メー トル以内 のもの</p> </td> <td data-bbox="268 1216 866 1910"> <p>1件につき1 0,000円 (低炭素建 築物新築等計 画の変更の認 定の申請に対 する審査の場 合にあつては 、1件につき 478,50 0円)</p> </td> </tr> </table>	<p>登録建築物 エネルギー ギー消費 性能判定 機関又は 指定確認 検査機関 であり、</p>	<p>非住宅部 分の面積 が300 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>1件につき1 0,000円 (低炭素建 築物新築等計 画の変更の認 定の申請に対 する審査の場 合にあつては 、1件につき 478,50 0円)</p>
<p>登録建築物 エネルギー ギー消費 性能判定 機関又は 指定確認 検査機関 であり、</p>	<p>非住宅部 分の面積 が300 平方メー トル以内 のもの</p>	<p>1件につき1 0,000円 (低炭素建 築物新築等計 画の変更の認 定の申請に対 する審査の場 合にあつては 、1件につき 478,50 0円)</p>		

旧	新
<p>000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの</p> <p>建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき85,000円)</p>	
<p>非住宅部分の面積が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>1件につき213,000円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき106,500円)</p>	

新		旧		
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第9条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「計画」という。)の認定の申請に対する審査、同法第31条第1項に規定	登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能判定機関による適合証(当該計	一戸建ての住宅	1件につき5,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査(軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査を含む。以下この号において同じ。)の場合には、1件につき2,500円)	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により当該計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築物の審査を受けるかどうかの審査を受ける(建築物の
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査又は同法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画	基本的審査手数料	一戸建ての住宅	1件につき5,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき2,500円)	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築物の審査を受けるかどうかの審査を受ける

新		旧	
する計画の変更の申請に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる	メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの	エネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する場合を含む。) にあつては、第10号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。
の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円)	の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき5,000円)	1件につき2,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき11,000円)	エネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する場合を含む。) にあつては、第10号及び第110号の規定により算定した金額を加算する。
の認定の申請に対する審査	の認定の申請に対する審査	1件につき2,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合に	あつては、1件につき5,000円)
るよう申し出る場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する場合を含む。)	るよう申し出る場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する場合を含む。)	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	あつては、1件につき5,000円)
10号の規定により算定した金額を加算する。	10号の規定により算定した金額を加算する。	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	あつては、1件につき4,000円)

新		旧	
認定基準に適合していることとを証する書類を以てこの号において同じ。）を提	付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴収するときは、第144号に規定する手数料は、徴収しない。ウ 住宅と非住宅が複合している建築物で住宅部分の住戸の数が1であるもの	00平方メートル未満のもの	イ 手数料は、基本的審査手数料と技術的審査手数料を合算した金額とする。
トル以上5,000平方メートル未満のもの	に対する審査の場合には、1件につき24,500円)	変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき24,000円)	ウ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき88,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合には、1件につき44,000円)	1件につき85,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、1件につき42,500円)	能判定機能に関する適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合(当該建築物の
非住宅建築物00平方メートル未満のもの	1件につき10,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査	床面積が5,000平方メートル以上のもの	

新	旧
<p>0 平方メートル未満のもの</p> <p>床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの</p>
<p>ては、1 件につき 14, 500 円</p> <p>1 件につき 8, 000 円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合) は、1 件につき 44, 000 円</p>	<p>1 件につき 8, 000 円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更の認定の申請に対する審査の場合) は、1 件につき 42, 500 円</p>
<p>建築物で住宅部分の住戸の数が 2 以上であるものの建築物全体の計画の認定又は計画の変更の認定の申請をする場合にあっては、共同住宅等に係る手数料の金額及び非住宅建築物に係る手数料の金額を合算した金額</p>	<p>る各住戸の床面積の合計面積をもつて床面積とする。住宅と非住宅が複合している建築物の建築物全体の認定の申請をする場合には、共同住宅等の住戸部分及び共用部分に係る手数料の金額並びに共同</p>

新		旧	
メートル未満のもの	につき70,000円)	ル未満のもの	る審査の場合にあつては、1件につき67,500円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき177,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)は、1件につき88,500円)	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき170,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)にあつては、1件につき85,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき221,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)にあつては、当該増加する部分の床面積(に)ついて算定する。	床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき213,000円)
とする。 オ 床面積の合計は、計画の変更の場合にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する部分の床面積(に)ついて算定する。		住宅等の非住宅部分に係る手数料の金額を合算した金額とする。	

新		旧	
合証を提出しない場合	誘導仕様・計算併用法による評価を行う	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	つき10,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき28,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合には、1件につき14,000円)
			つき16,000円
			1件につき36,000円 (建築物エネルギー消費性能力向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合には、1件につき18,000円)
			共同住宅等の住戸部分及び共用部分
		評価の対象となる住戸部分の床面積及び共用部分の面	1件につき64,000円 (建築物エネルギー消費性能力向上計画の変更の認定の

新		旧	
共同住宅等	誘導仕様基準による	つき21,000円)	満のもの
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき36,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき18,000円)	る審査の場合にあつては、1件につき50,500円)
	評価を行う場合	1件につき62,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合)については、1件につき31,000円)	評価面積が2,061,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
			評価面積が5,013,000
			1件につき2

新		旧	
もの	00円)	00平方メートル以上のもの	円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき106,500円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき113,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき56,500円)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき83,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき171,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき85,500円)	モデル建築物法による共同住宅等の非住宅	

新	旧										
<p>誘導仕様・計算併用法による評価を行う場</p> <table border="1" data-bbox="268 1332 1305 1720"> <tr> <td data-bbox="268 1332 758 1523">床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1523 758 1720">1件につき56,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき28,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1332 1248 1523">床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="758 1523 1248 1720">1件につき94,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき47,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1248 1332 1305 1523">床面積の</td> <td data-bbox="1248 1523 1305 1720">1件につき1</td> </tr> </table>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき56,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき28,000円)	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき94,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき47,000円)	床面積の	1件につき1	<p>部分及び非住宅建築物</p> <p>評価を行う場合</p> <table border="1" data-bbox="268 338 1305 672"> <tr> <td data-bbox="268 338 1034 528">床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 528 1034 672">1件につき127,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき3,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 338 1248 528">床面積が2,000平方メートル以上5,0</td> <td data-bbox="1034 528 1248 672">1件につき166,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画</td> </tr> </table>	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき127,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき3,500円)	床面積が2,000平方メートル以上5,0	1件につき166,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき56,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき28,000円)										
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき94,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき47,000円)										
床面積の	1件につき1										
床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき127,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき3,500円)										
床面積が2,000平方メートル以上5,0	1件につき166,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画										

新	旧														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 118 375 526">合計が2,000平方メートル以上</td> <td data-bbox="210 118 375 526">64,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 118 539 526">5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="375 118 539 526">1件につき240,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 118 703 526">床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="539 118 703 526">1件につき292,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 118 868 526">床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="703 118 868 526">1件につき96,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 118 1032 526">標準</td> <td data-bbox="868 118 1032 526">床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの</td> </tr> </table>	合計が2,000平方メートル以上	64,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	5,000平方メートル未満のもの	1件につき240,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき292,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画)	床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの	1件につき96,000円)	標準	床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 1120 375 1646">00平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="210 1120 375 1646">の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき83,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1120 539 1646">床面積が15,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="375 1120 539 1646">1件につき192,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき96,000円)</td> </tr> </table>	00平方メートル未満のもの	の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき83,000円)	床面積が15,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき192,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき96,000円)
合計が2,000平方メートル以上	64,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)														
5,000平方メートル未満のもの	1件につき240,000円(計画の変更の申請に対する審査の場合)														
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき292,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画)														
床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの	1件につき96,000円)														
標準	床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの														
00平方メートル未満のもの	の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき83,000円)														
床面積が15,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき192,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき96,000円)														

新	旧										
<p>計算法による評価を行う場合</p> <table border="1" data-bbox="268 1332 1305 1713"> <tr> <td data-bbox="268 1332 651 1523">00平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1523 651 1713">(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき37,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1332 1141 1523">床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="651 1523 1141 1713">1件につき126,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき63,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 1332 1305 1523">床面積の合計が2,000</td> <td data-bbox="1141 1523 1305 1713">1件につき216,000円(計画の変</td> </tr> </table>	00平方メートル未満のもの	(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき37,500円)	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき126,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき63,000円)	床面積の合計が2,000	1件につき216,000円(計画の変	<table border="1" data-bbox="268 336 1305 660"> <tr> <td data-bbox="268 336 922 526">床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 526 922 660">1件につき223,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき11,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 336 1305 526">床面積が25,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="922 526 1305 660">1件につき249,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する</td> </tr> </table>	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき223,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき11,500円)	床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき249,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する
00平方メートル未満のもの	(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき37,500円)										
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき126,000円(計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき63,000円)										
床面積の合計が2,000	1件につき216,000円(計画の変										
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき223,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき11,500円)										
床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき249,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する										

新	旧														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1715 1082 1771">非 住 宅 建</td> <td data-bbox="268 1525 1082 1715">モデル計</td> <td data-bbox="268 1335 1082 1525">モ デ ル 計</td> <td data-bbox="268 1124 1082 1335">更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき108,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1082 1715 1305 1771"></td> <td data-bbox="1082 1525 1305 1715">床面積の合計が300平方メートル</td> <td data-bbox="1082 1335 1305 1525">1件につき95,000円 (計画の変更の認定の申請</td> <td data-bbox="1082 1124 1305 1335">1件につき309,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき154,500円)</td> </tr> </table>	非 住 宅 建	モデル計	モ デ ル 計	更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき108,000円)		床面積の合計が300平方メートル	1件につき95,000円 (計画の変更の認定の申請	1件につき309,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき154,500円)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 741 539 797">標準入力法又は主要室入力法に</td> <td data-bbox="268 528 539 741">床面積が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 338 539 528">1件につき232,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき24,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 741 1305 797"></td> <td data-bbox="539 528 1305 741">床面積が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="539 338 1305 528">1件につき232,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき24,500円)</td> </tr> </table>	標準入力法又は主要室入力法に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき232,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき24,500円)		床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき232,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき24,500円)
非 住 宅 建	モデル計	モ デ ル 計	更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき108,000円)												
	床面積の合計が300平方メートル	1件につき95,000円 (計画の変更の認定の申請	1件につき309,000円 (計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき154,500円)												
標準入力法又は主要室入力法に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき232,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき24,500円)													
	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき232,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合において、1件につき24,500円)													

新	旧										
<p>建築物 算 法 に よ る 評 価 を 行 う 場 合</p> <table border="1"> <tr> <td>未満のもの</td> <td>に対する審査 の場合にあつ ては、1件に つき47,5 00円)</td> </tr> <tr> <td>床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの</td> <td>1件につき1 22,000 円(計画の変 更の認定の申 請に対する審 査の場合にあ つては、1件 につき61, 000円)</td> </tr> <tr> <td>床面積の 合計が1 ,000 平方メー トル以上</td> <td>1件につき1 60,000 円(計画の変 更の認定の申 請に対する審</td> </tr> </table>	未満のもの	に対する審査 の場合にあつ ては、1件に つき47,5 00円)	床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につき1 22,000 円(計画の変 更の認定の申 請に対する審 査の場合にあ つては、1件 につき61, 000円)	床面積の 合計が1 ,000 平方メー トル以上	1件につき1 60,000 円(計画の変 更の認定の申 請に対する審	<p>よ る 評 価 を 行 う 場 合</p> <table border="1"> <tr> <td>方メー トル以上2 ,000 平方メー トル未 満の もの</td> <td>円(建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査の場合 にあつては、 1件につき1 80,500 円)</td> </tr> <tr> <td>床面積が 2,00 0平方メ ートル以 上5,0 00平方 メートル 未満のも の</td> <td>1件につき4 71,000 円(建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査の場合 にあつては、</td> </tr> </table>	方メー トル以上2 ,000 平方メー トル未 満の もの	円(建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査の場合 にあつては、 1件につき1 80,500 円)	床面積が 2,00 0平方メ ートル以 上5,0 00平方 メートル 未満のも の	1件につき4 71,000 円(建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査の場合 にあつては、
未満のもの	に対する審査 の場合にあつ ては、1件に つき47,5 00円)										
床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上1, 000平 方メー トル未 満の もの	1件につき1 22,000 円(計画の変 更の認定の申 請に対する審 査の場合にあ つては、1件 につき61, 000円)										
床面積の 合計が1 ,000 平方メー トル以上	1件につき1 60,000 円(計画の変 更の認定の申 請に対する審										
方メー トル以上2 ,000 平方メー トル未 満の もの	円(建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査の場合 にあつては、 1件につき1 80,500 円)										
床面積が 2,00 0平方メ ートル以 上5,0 00平方 メートル 未満のも の	1件につき4 71,000 円(建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 の変更の認定 の申請に対す る審査の場合 にあつては、										

新	旧
2,000平方メートル未満のもの	1件につき235,500円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	床面積が1件につき55,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画)
5,000平方メートル未満のもの	000平方メートル未満のもの
床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき275,000円)
1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	1件につき639,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画)
1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)
1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)
1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)
1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)
1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)	1件につき235,500円(計画の変更の申請に対する審査の場合)

新	旧										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 118 485 667">00平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="209 667 485 1910"> <p>つては、1件につき170,000円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 118 1031 667"> <p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> </td> <td data-bbox="485 667 1031 1910"> <p>1件につき408,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 118 1361 667"> <p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> </td> <td data-bbox="1031 667 1361 1910"> <p>1件につき479,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)</p> </td> </tr> </table>	00平方メートル未満のもの	<p>つては、1件につき170,000円)</p>	<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき408,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)</p>	<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき479,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 667 703 1910"> <p>以上25,000平方メートル未満のもの</p> </td> <td data-bbox="209 987 703 1910"> <p>性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき319,500円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 667 1361 1910"> <p>床面積が25,000平方メートル以上のもの</p> </td> <td data-bbox="703 987 1361 1910"> <p>1件につき712,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき356,000円)</p> </td> </tr> </table>	<p>以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき319,500円)</p>	<p>床面積が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき712,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき356,000円)</p>
00平方メートル未満のもの	<p>つては、1件につき170,000円)</p>										
<p>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき408,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)</p>										
<p>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき479,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)</p>										
<p>以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき319,500円)</p>										
<p>床面積が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき712,000円 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあつては、1件につき356,000円)</p>										

新	旧				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1525 432 1659"> 方メートル未満のもの 床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="268 1330 432 1525"> っては、1件につき157,000円) 1件につき405,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1525 922 1659"> 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="432 1330 922 1525"> 1件につき579,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合) </td> </tr> </table>	方メートル未満のもの 床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	っては、1件につき157,000円) 1件につき405,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)	床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき579,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)	
方メートル未満のもの 床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	っては、1件につき157,000円) 1件につき405,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)				
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	1件につき579,000円 (計画の変更の申請に対する審査の場合)				

新	旧												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 667 703 1032"> 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 </td> <td data-bbox="268 338 703 667"> 料 </td> <td data-bbox="268 147 703 338"> イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 667 1198 1032"> 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 </td> <td data-bbox="703 338 1198 667"> 料 </td> <td data-bbox="703 147 1198 338"> イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 667 1305 1032"> 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 </td> <td data-bbox="1198 338 1305 667"> 料 </td> <td data-bbox="1198 147 1305 338"> イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 667 1361 1032"> 建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 </td> <td data-bbox="1305 338 1361 667"> 料 </td> <td data-bbox="1305 147 1361 338"> イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査 </td> </tr> </table>	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査
建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査											
建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査											
建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査											
建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	料	イ 申請に際し、登録建築物エネルギー消費性能判定機能による適合証その他の市長が別に定める書類が提出された場合（当該建築物の一部に係るものを含む。）は、当該書類の対象である部分の面積は、技術的審査											

新	旧												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 667 435 1093">共同住宅等の非住宅部分及び非住宅建築物</td> <td data-bbox="272 338 435 667">床面積が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="272 147 435 338">1件につき10,000円</td> <td data-bbox="272 118 435 147">査手数料に係る床面積に算入しないものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 667 710 1093"></td> <td data-bbox="435 338 710 667">床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="435 147 710 338">1件につき29,000円</td> <td data-bbox="435 118 710 147">ウ 共同住宅等のうち住戸部分の一部について</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 667 1361 1093"></td> <td data-bbox="710 338 1361 667">床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="710 147 1361 338">1件につき82,000円</td> <td data-bbox="710 118 1361 147">は標準計算法による評価を行い、その他の住戸部分については仕様基準による評価を行う場合における技術的審</td> </tr> </table>	共同住宅等の非住宅部分及び非住宅建築物	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円	査手数料に係る床面積に算入しないものとする。		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき29,000円	ウ 共同住宅等のうち住戸部分の一部について		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき82,000円	は標準計算法による評価を行い、その他の住戸部分については仕様基準による評価を行う場合における技術的審
共同住宅等の非住宅部分及び非住宅建築物	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円	査手数料に係る床面積に算入しないものとする。										
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき29,000円	ウ 共同住宅等のうち住戸部分の一部について										
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき82,000円	は標準計算法による評価を行い、その他の住戸部分については仕様基準による評価を行う場合における技術的審										

新	旧									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 533 592 667"> <p>一トール以上5,000平方メートル未満のもの</p> </td> <td data-bbox="268 338 592 533"></td> <td data-bbox="268 147 592 338"> <p>査定料の額は、当該共同住宅等の全てを標準計算法によりエネルギー消費性能の評価をした場合の技術的審査手数料の額を超えないものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 533 1082 667"> <p>床面積が15,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> </td> <td data-bbox="592 338 1082 533"> <p>1件につき135,000円</p> </td> <td data-bbox="592 147 1082 338"> <p>エ 住宅と非住宅が複合している建築物の建築物全体の認</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1082 533 1302 667"> <p>床面積が10,000平方メートル</p> </td> <td data-bbox="1082 338 1302 533"> <p>1件につき170,000円</p> </td> <td data-bbox="1082 147 1302 338"></td> </tr> </table>	<p>一トール以上5,000平方メートル未満のもの</p>		<p>査定料の額は、当該共同住宅等の全てを標準計算法によりエネルギー消費性能の評価をした場合の技術的審査手数料の額を超えないものとする。</p>	<p>床面積が15,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき135,000円</p>	<p>エ 住宅と非住宅が複合している建築物の建築物全体の認</p>	<p>床面積が10,000平方メートル</p>	<p>1件につき170,000円</p>	
<p>一トール以上5,000平方メートル未満のもの</p>		<p>査定料の額は、当該共同住宅等の全てを標準計算法によりエネルギー消費性能の評価をした場合の技術的審査手数料の額を超えないものとする。</p>								
<p>床面積が15,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき135,000円</p>	<p>エ 住宅と非住宅が複合している建築物の建築物全体の認</p>								
<p>床面積が10,000平方メートル</p>	<p>1件につき170,000円</p>									

新	旧					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 667 866 864" rowspan="2"> 以上25,000平方メートル未満のもの 床面積が25,000平方メートル以上のもの </td> <td data-bbox="264 864 866 1032"> 1件につき213,000円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1032 866 1209"> 1件につき15,000円 </td> </tr> </table> <p> 定申請をす る場合に あっては、 共同住宅 の住戸部 分及び共 用部分に 係る手数 料の金額 並びに共 同住宅の 非住戸部 分に係る 手数料の 金額を合 算した金 額とする。 </p>	以上25,000平方メートル未満のもの 床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき213,000円	1件につき15,000円		
以上25,000平方メートル未満のもの 床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき213,000円					
	1件につき15,000円					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 667 866 864" rowspan="2"> 技術的審査手数料 </td> <td data-bbox="264 864 866 1032"> 一戸建ての住宅 </td> <td data-bbox="264 1032 866 1209"> モデル住宅法によ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1209 866 1377"> 床面積が200平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="264 1377 866 1545"> 1件につき16,000円 </td> </tr> </table>	技術的審査手数料	一戸建ての住宅	モデル住宅法によ	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき16,000円	
技術的審査手数料		一戸建ての住宅	モデル住宅法によ			
	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき16,000円				

新	
---	--

旧	<table border="1"> <tr> <td>る 評 価 を 行 う 場 合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>床面積が 200平 方メートル未満の もの</td> <td>1件につき3 2,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積が 200平 方メートル以上の もの</td> <td>1件につき3 6,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	る 評 価 を 行 う 場 合	<table border="1"> <tr> <td>床面積が 200平 方メートル未満の もの</td> <td>1件につき3 2,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積が 200平 方メートル以上の もの</td> <td>1件につき3 6,000円</td> </tr> </table>	床面積が 200平 方メートル未満の もの	1件につき3 2,000円	床面積が 200平 方メートル以上の もの	1件につき3 6,000円
る 評 価 を 行 う 場 合	<table border="1"> <tr> <td>床面積が 200平 方メートル未満の もの</td> <td>1件につき3 2,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積が 200平 方メートル以上の もの</td> <td>1件につき3 6,000円</td> </tr> </table>	床面積が 200平 方メートル未満の もの	1件につき3 2,000円	床面積が 200平 方メートル以上の もの	1件につき3 6,000円		
床面積が 200平 方メートル未満の もの	1件につき3 2,000円						
床面積が 200平 方メートル以上の もの	1件につき3 6,000円						

新	
---	--

旧	
行う場合	仕様基準による評価を行う場合
	床面積が200平方メートル未満のもの
	1件につき15,000円
	床面積が200平方メートル以上のもの
	1件につき16,000円
	評価面積
共	1件につき2

新	旧						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 1120 485 1187">5,000円</td> <td data-bbox="264 1187 485 1254">が300平方メートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1120 919 1187">1件につき40,000円</td> <td data-bbox="485 1187 919 1254">評価面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="919 1120 1305 1187">1件につき63,000円</td> <td data-bbox="919 1187 1305 1254">評価面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</td> </tr> </table> <p data-bbox="264 1254 1305 1321">ロア入力法による評価を行う場合</p> <p data-bbox="264 1321 1305 1388">同住宅等の住戸部分及び共用部分</p>	5,000円	が300平方メートル未満のもの	1件につき40,000円	評価面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき63,000円	評価面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル
5,000円	が300平方メートル未満のもの						
1件につき40,000円	評価面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの						
1件につき63,000円	評価面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル						

新	旧										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 1120 373 2123">ル未満のもの</td> <td data-bbox="373 1120 703 2123">1件につき8 1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 524 373 1120">評価面積が5,000平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="373 524 703 1120"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 371 373 524">評価面積が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="373 371 703 524">1件につき6 4,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 293 373 371">評価面積が300平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="373 293 703 371">1件につき1 01,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="703 293 1361 2123">標準計算法による評価を</td> </tr> </table>	ル未満のもの	1件につき8 1,000円	評価面積が5,000平方メートル以上のもの		評価面積が300平方メートル未満のもの	1件につき6 4,000円	評価面積が300平方メートル以上のもの	1件につき1 01,000円	標準計算法による評価を	
ル未満のもの	1件につき8 1,000円										
評価面積が5,000平方メートル以上のもの											
評価面積が300平方メートル未満のもの	1件につき6 4,000円										
評価面積が300平方メートル以上のもの	1件につき1 01,000円										
標準計算法による評価を											

新		旧	
		一 ト ル 未 満 の も の	1 件 に つ き 1
		評 価 面 積 が 2,0 00 平 方 メ ー ト ル 以 上 5, 00 0 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	6 1,0 00 円
行 う 場 合		評 価 面 積 が 5,0 00 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	1 件 に つ き 2 1 3,0 00 円
		仕 様	1 件 に つ き 2 5,0 00 円

新	旧						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1120 432 1209">平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1209 432 1299">評価面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1299 432 1388">1件につき40,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1120 523 1209">平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="432 1209 523 1299">評価面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="432 1299 523 1388">1件につき63,000円</td> </tr> </table> <p data-bbox="523 1120 1361 1209">基準による評価を行う場合</p>	平方メートル未満のもの	評価面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき40,000円	平方メートル未満のもの	評価面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき63,000円
平方メートル未満のもの	評価面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき40,000円					
平方メートル未満のもの	評価面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき63,000円					

新		旧	
		もの	1件につき8 1,000円
		評価面積 が5,0 00平方 メートル 以上のも の	
		床面積が 300平 方メー トル未 満の もの	1件につき8 3,000円
		床面積が 300平 方メー トル以 上2 ,000 平方メ ートル 未満	1件につき1 27,000 円
		モデル建 物法に よる評 価を	
		共同住宅 等の非 住宅部 分及	

新	旧																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 1120 320 1827">行</th> <th data-bbox="268 528 320 1120">の</th> <th data-bbox="268 338 320 528">もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1120 810 1827">び</td> <td data-bbox="320 528 810 1120">床面積が</td> <td data-bbox="320 338 810 528">1件につき1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1120 1302 1827">非</td> <td data-bbox="810 528 1302 1120">2,00</td> <td data-bbox="810 338 1302 528">66,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 1120 1361 1827">住</td> <td data-bbox="1302 528 1361 1120">0平方メ</td> <td data-bbox="1302 338 1361 528">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 1120 1513 1827">宅</td> <td data-bbox="1361 528 1513 1120">一トル以</td> <td data-bbox="1361 338 1513 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1513 1120 1596 1827">建</td> <td data-bbox="1513 528 1596 1120">上5,0</td> <td data-bbox="1513 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827">築</td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">00平方</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827">物</td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">メートル</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">未満のも</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">の</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">床面積が</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528">1件につき1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">5,00</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528">92,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">0平方メ</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">一トル以</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">上10,</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">000平</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">方メートル</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">未満の</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1120 1596 1827"></td> <td data-bbox="1596 528 1596 1120">もの</td> <td data-bbox="1596 338 1596 528"></td> </tr> </tbody> </table>	行	の	もの	び	床面積が	1件につき1	非	2,00	66,000	住	0平方メ	円	宅	一トル以		建	上5,0		築	00平方		物	メートル			未満のも			の			床面積が	1件につき1		5,00	92,000		0平方メ	円		一トル以			上10,			000平			方メートル			未満の			もの	
行	の	もの																																																								
び	床面積が	1件につき1																																																								
非	2,00	66,000																																																								
住	0平方メ	円																																																								
宅	一トル以																																																									
建	上5,0																																																									
築	00平方																																																									
物	メートル																																																									
	未満のも																																																									
	の																																																									
	床面積が	1件につき1																																																								
	5,00	92,000																																																								
	0平方メ	円																																																								
	一トル以																																																									
	上10,																																																									
	000平																																																									
	方メートル																																																									
	未満の																																																									
	もの																																																									

新							
旧	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 528 756 663">床面積が 10,000平方 メートル 以上25 ,000 平方メー トル未満 のもの</td> <td data-bbox="268 338 756 528">1件につき2 23,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 528 1085 663">床面積が 25,000平方 メートル 以上のも の</td> <td data-bbox="756 338 1085 528">1件につき2 49,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1085 528 1305 663">標準 300平 方メー トル未満の</td> <td data-bbox="1085 338 1305 528">1件につき2 32,000 円</td> </tr> </table>	床面積が 10,000平方 メートル 以上25 ,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき2 23,000 円	床面積が 25,000平方 メートル 以上のも の	1件につき2 49,000 円	標準 300平 方メー トル未満の	1件につき2 32,000 円
床面積が 10,000平方 メートル 以上25 ,000 平方メー トル未満 のもの	1件につき2 23,000 円						
床面積が 25,000平方 メートル 以上のも の	1件につき2 49,000 円						
標準 300平 方メー トル未満の	1件につき2 32,000 円						

新	旧														
略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">もの</th> <th style="width: 40%;">1件につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積が</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積が</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>71,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積が</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>法又は主要室入力法による評価を行う場合</p>	もの	1件につき	床面積が	3	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円	床面積が	4	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	71,000円	床面積が	5		
もの	1件につき														
床面積が	3														
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円														
床面積が	4														
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	71,000円														
床面積が	5														

新	旧	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	50,000円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき639,000円
	床面積が25,000平方メートル未満のもの	1件につき712,000円

新	旧						
<p>」という。) に対する 建築物エネルギー ルギー消費 性能適合性 判定に係る 審査、同法 第12条第 2項若しく は第13条 第3項に規 定する計画 の変更に対 する建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定に 係る審査又 は建築物の</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 667 432 1032"> <p>あつては、1 件につき5, 000円)</p> </td> <td data-bbox="268 1032 432 1910"> <p>料を徴する ときは、第 144号に 規定する手 数料は徴収 しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 667 1031 1032"> <p>床面積が 300平方 メートル以 上2,000 平方メー トル未満 のもの</p> </td> <td data-bbox="432 1032 1031 1910"> <p>1件につき2 9,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定に係る 審査の場合に あつては、1 件につき14 ,500円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1031 667 1302 1032"> <p>床面積が 2,000 平方メ ートル以 上5,0</p> </td> <td data-bbox="1031 1032 1302 1910"> <p>1件につき8 5,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー</p> </td> </tr> </table>	<p>あつては、1 件につき5, 000円)</p>	<p>料を徴する ときは、第 144号に 規定する手 数料は徴収 しない。</p>	<p>床面積が 300平方 メートル以 上2,000 平方メー トル未満 のもの</p>	<p>1件につき2 9,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定に係る 審査の場合に あつては、1 件につき14 ,500円)</p>	<p>床面積が 2,000 平方メ ートル以 上5,0</p>	<p>1件につき8 5,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー</p>
<p>あつては、1 件につき5, 000円)</p>	<p>料を徴する ときは、第 144号に 規定する手 数料は徴収 しない。</p>						
<p>床面積が 300平方 メートル以 上2,000 平方メー トル未満 のもの</p>	<p>1件につき2 9,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー 消費性能適合 性判定に係る 審査の場合に あつては、1 件につき14 ,500円)</p>						
<p>床面積が 2,000 平方メ ートル以 上5,0</p>	<p>1件につき8 5,000円 (計画の変更 に対する建築 物エネルギー</p>						

新	旧									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 869 1302 1032"> <p>エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p> </td> <td data-bbox="268 338 593 667"> <p>00平方メートル未満のもの</p> </td> <td data-bbox="268 338 593 667"> <p>消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき42,500円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 869 1302 1032"></td> <td data-bbox="593 338 1246 667"> <p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> </td> <td data-bbox="593 338 1246 667"> <p>床面積が1件につき135,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき67,500円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1246 869 1302 1032"></td> <td data-bbox="1246 338 1302 667"> <p>床面積が1件につき1</p> </td> <td data-bbox="1246 338 1302 667"> <p>1件につき1</p> </td> </tr> </table>	<p>エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p>	<p>00平方メートル未満のもの</p>	<p>消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき42,500円)</p>		<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が1件につき135,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき67,500円)</p>		<p>床面積が1件につき1</p>	<p>1件につき1</p>
<p>エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p>	<p>00平方メートル未満のもの</p>	<p>消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき42,500円)</p>								
	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積が1件につき135,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき67,500円)</p>								
	<p>床面積が1件につき1</p>	<p>1件につき1</p>								

新	旧				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 667 866 1093"> 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="264 1093 866 1910"> 70,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき85,000円） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 667 1302 1093"> 床面積が25,000平方メートル以上のもの </td> <td data-bbox="866 1093 1302 1910"> 1件につき213,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合 </td> </tr> </table>	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	70,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき85,000円）	床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき213,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	70,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき85,000円）				
床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき213,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合				

新	旧								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 660 485 869">技術的審査手数料</td> <td data-bbox="264 680 485 869">モデル建物法による評価を行う場合</td> <td data-bbox="264 869 485 1032">床面積が300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="264 1032 485 1196">1件につき83,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき41,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 660 1083 869"></td> <td data-bbox="485 680 1083 869"></td> <td data-bbox="485 869 1083 1032">床面積が300平方メートル以上2</td> <td data-bbox="485 1032 1083 1196">1件につき127,000円 (計画の変更に対する建</td> </tr> </table>	技術的審査手数料	モデル建物法による評価を行う場合	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき83,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき41,500円)			床面積が300平方メートル以上2	1件につき127,000円 (計画の変更に対する建
技術的審査手数料	モデル建物法による評価を行う場合	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき83,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき41,500円)						
		床面積が300平方メートル以上2	1件につき127,000円 (計画の変更に対する建						

新	旧				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 528 703 667">, 000 平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="264 338 703 528">建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合 にあつては、 1件につき6 3,500円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 528 1302 667">床面積が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="703 338 1302 528">1件につき1 66,000 円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合 にあつては、 1件につき8 3,000円</td> </tr> </table>	, 000 平方メートル未満のもの	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合 にあつては、 1件につき6 3,500円)	床面積が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき1 66,000 円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合 にあつては、 1件につき8 3,000円
, 000 平方メートル未満のもの	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合 にあつては、 1件につき6 3,500円)				
床面積が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき1 66,000 円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合 にあつては、 1件につき8 3,000円				

新	旧				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 1120 320 1827">床面積が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="264 1827 320 2123">) 1件につき192,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき96,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1120 376 1827">床面積が 10,000平方メートル以上25,000</td> <td data-bbox="320 1827 376 2123">) 1件につき23,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適</td> </tr> </table>	床面積が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの) 1件につき192,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき96,000円)	床面積が 10,000平方メートル以上25,000) 1件につき23,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適
床面積が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの) 1件につき192,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき96,000円)				
床面積が 10,000平方メートル以上25,000) 1件につき23,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適				

新	
---	--

旧	<table border="1"> <tr> <td>平方メートル未満のもの</td> <td> <p>合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき11,500円)</p> </td> </tr> <tr> <td>床面積が25,000平方メートル以上のもの</td> <td> <p>1件につき249,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき24,500円)</p> </td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td>1件につき2</td> </tr> </table>	平方メートル未満のもの	<p>合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき11,500円)</p>	床面積が25,000平方メートル以上のもの	<p>1件につき249,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき24,500円)</p>	標準	1件につき2
平方メートル未満のもの	<p>合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき11,500円)</p>						
床面積が25,000平方メートル以上のもの	<p>1件につき249,000円 (計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき24,500円)</p>						
標準	1件につき2						

新	旧						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1120 866 1216">入力 法又 は主 要室 入力 法に よる 評価 を行 う場 合</td> <td data-bbox="268 1216 866 1451">300平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1451 866 1783">32,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき16,000円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="268 1783 866 1901">床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="268 1901 866 2125">1件につき361,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合</td> </tr> </table>	入力 法又 は主 要室 入力 法に よる 評価 を行 う場 合	300平方メートル未満のもの	32,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき16,000円）		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき361,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合
入力 法又 は主 要室 入力 法に よる 評価 を行 う場 合	300平方メートル未満のもの	32,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき16,000円）					
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき361,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合					

新	旧						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 667 485 1093"></td> <td data-bbox="264 338 485 667"> <p>にあつては、 1件につき1 80,500 円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 667 1139 1093"> <p>床面積が 2,000 0平方メ ートル以 上5,000 平方 メートル 未満のも の</p> </td> <td data-bbox="485 338 1139 667"> <p>1件につき4 71,000 円 (計画の変 更に対する建 築物エネルギ ー消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、 1件につき2 35,500 円)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1139 667 1305 1093"> <p>床面積が 5,000 0平方メ</p> </td> <td data-bbox="1139 338 1305 667"> <p>1件につき5 50,000 円 (計画の変</p> </td> </tr> </table>		<p>にあつては、 1件につき1 80,500 円)</p>	<p>床面積が 2,000 0平方メ ートル以 上5,000 平方 メートル 未満のも の</p>	<p>1件につき4 71,000 円 (計画の変 更に対する建 築物エネルギ ー消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、 1件につき2 35,500 円)</p>	<p>床面積が 5,000 0平方メ</p>	<p>1件につき5 50,000 円 (計画の変</p>
	<p>にあつては、 1件につき1 80,500 円)</p>						
<p>床面積が 2,000 0平方メ ートル以 上5,000 平方 メートル 未満のも の</p>	<p>1件につき4 71,000 円 (計画の変 更に対する建 築物エネルギ ー消費性能適 合性判定に係 る審査の場合 にあつては、 1件につき2 35,500 円)</p>						
<p>床面積が 5,000 0平方メ</p>	<p>1件につき5 50,000 円 (計画の変</p>						

新	旧				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 667 756 1061"> 一トール以上10,000平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="268 1061 756 1910"> 更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき275,000円) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="756 667 1302 1061"> 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの </td> <td data-bbox="756 1061 1302 1910"> 1件につき639,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき3 </td> </tr> </table>	一トール以上10,000平方メートル未満のもの	更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき275,000円)	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき639,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき3
一トール以上10,000平方メートル未満のもの	更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき275,000円)				
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき639,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき3				

新	旧	
	<p>床面積が 25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>19,500円) 1件につき712,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあつては、1件につき356,000円)</p>
	<p>(1 建築基準法第7条第1項に規定する申請又は 2 同法第18</p>	<p>ア 床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上</p>
	<p>床面積の合計</p>	<p>300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方メートル未満</p>
	<p>建築基準法第7条第1項に規定する申請又は同法第18</p>	<p>1件につき5,000円 1件につき8,000円</p>

新

旧

<p>の 9</p>	<p>条第16項 に規定する 通知に対す る建築物（ 特定工程に 係る建築物 を含む。） の工事の完 了検査のう ち、建築物 のエネルギー 消費性能 の向上等に 関する法律 第11条第 1項の規定 に適合して いることの 検査</p>	<p>のもの 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メート ル未満のもの 5,000平方メ ートル以上10, 000平方メート ル未満のもの 10,000平方 メートル以上25 ,000平方メー トル未満のもの 25,000平方 メートル以上のも の</p>	<p>1件につき1 3,000円 1件につき1 7,000円 1件につき2 0,000円 1件につき2 3,000円</p>	<p>等に関する 法律第11 条第1項の 規定の適用 を受ける建 築物の部分 の床面積の 合計につい て算定する 。 イ 第112 号又は第1 16号に規 定する手 料は、この 号に規定す る手数料と は別に算定 する。</p>
----------------	---	--	--	--

旧	<div data-bbox="268 147 331 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div>
新	<div data-bbox="268 1144 331 2089" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"></div>

議案第 33 号

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 モーターボート競走事業の収益金を活用し、まちの成長及び発展に資する公共施設の付加価値を高める整備事業等の財源の確保を図るため、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金を設置する必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例

(設置)

第1条 北九州市がモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）の規定により行うモーターボート競走事業（以下「モーターボート競走事業」という。）の収益金を活用し、まちの成長及び発展に資する公共施設の付加価値を高める整備事業及び当該事業に係る公債の償還（以下「公共施設の整備事業等」という。）に係る経費の財源の確保を図るため、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、モーターボート競走事業の収益金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。
2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、公共施設の整備事業等に係る経費に充てるものとする。
2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、公共施設の整備事業等に係る経費に充てるため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について

北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例
(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第26条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(北九州市宿泊税条例の一部改正)

第2条 北九州市宿泊税条例(令和元年北九州市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第1条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、その該当することとなった日から2月以内に、その名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称）、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、その該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第1条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、その該当することとなった日から2月以内に、その名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称）、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、その該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>

北九州市宿泊税条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第9条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、<u>同項各号</u>に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第9条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、<u>前項各号</u>に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

議案第 35 号

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等の職員の配置基準に管理栄養士を追加するため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第6号及び第35条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第20条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第35条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第20条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第35条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>

議案第 36 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一
部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4の障害者福祉工場の項中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同表の障害者就労支援施設の項中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同表の障害者生活支援施設の項中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同表の障害者地域活動センターの項中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「第5条第14項」を「第5条第15項」に、「又は第3項」を「又は第5項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第4の障害者地域活動センターの項の改正規定（「又は第3項」を「又は第5項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

新		旧	
別表第4 (第6条関係)		別表第4 (第6条関係)	
施設の 種類	金額	施設の 種類	金額
略		略	
障害者 福祉工 場	障害者総合支援法第5条第 1.5項に規定する就労継続 支援を受けた場合	障害者 福祉工 場	障害者総合支援法第5条第 1.4項に規定する就労継続 支援を受けた場合
障害者 就労支 援施設	障害者総合支援法第5条第 1.4項に規定する就労移行 支援を受けた場合	障害者 就労支 援施設	障害者総合支援法第5条第 1.3項に規定する就労移行 支援を受けた場合
障害者 生活支 援施設	障害者総合支援法第5条第 1.5項に規定する就労継続 支援を受けた場合	障害者 生活支 援施設	障害者総合支援法第5条第 1.4項に規定する就労継続 支援を受けた場合
略		略	
略		略	

新		旧	
障害者 地域活 動セン ター	支援を受けた場合	略	支援を受けた場合
	障害者総合支援法第5条第 14項に規定する就労移行 支援を受けた場合	略	障害者総合支援法第5条第 13項に規定する就労移行 支援を受けた場合
			略
	障害者総合支援法第5条第 15項に規定する就労継続 支援を受けた場合	略	障害者総合支援法第5条第 14項に規定する就労継続 支援を受けた場合
障害者総合支援法第77条 第1項又は第5項に規定す る地域生活支援事業を受け た場合	障害者総合支援法第77条 第1項又は第5項に規定する地 域生活支援事業に要する費用 として市長が定める額	略	障害者総合支援法第77条 第1項又は第3項に規定す る地域生活支援事業を受け た場合
略		略	

議案第 37 号

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の配置基準に管理栄養士を追加するため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例（平成27年北九州市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(病院の人員の基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(病院の人員の基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 栄養士 病床数100以上の病院にあつては、1</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

議案第 38 号

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
について

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備及び運営の向上等）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、北九州市社会福祉審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画

に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際の所在の確認に限る。)を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員の資質を向上させるための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施

設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事項について規程を設けなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関して重要な事項

(帳簿の整備)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(暴力団員等の排除)

第20条 乳児等通園支援事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該乳児等通園支援事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。））又は当該乳児等通園支援事業所の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等をその乳児等通園支援事業所の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。

(3) 暴力団員等によりその乳児等通園支援事業所の運営が支配を受けて

いると認められること。

- (4) 当該乳児等通園支援事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該乳児等通園支援事業所の管理者が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 当該乳児等通園支援事業者又は当該乳児等通園支援事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（法第6条の3第7項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児に利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室のいずれか及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ3.3平方メートル以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児に利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室のいずれか及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階 以 上 の 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段のうち建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分の構造は、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、当該施設及び設備のいずれかから保育室等までの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の数が3人以下の場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）第50条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 保育所 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準（保育所に係るものに限る。）

（2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）に定める要件

（3） 幼保連携型認定こども園 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）に定める基準

（4） 家庭的保育事業等を行う事業所 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条及び第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認

識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年5月31日までの間における第20条第5号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。

議案第 39 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳児院等の職員の配置基準に管理栄養士を追加する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項本文中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第47条第2号中「市町村等」を「市等」に改め、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第59条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項中「家庭支援専門相談員」の次に「は」を加える。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第47条第2号の改正規定(「市町村等」を「市等」に改める部分に限る。)及び同条例第59条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

参考

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第29条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員（特に個別の対応が必要とされる児童に対する個別の援助、保護者への援助、他の職員への指導等を行う職員をいう。以下同じ。）、家庭支援専門相談員（児童の家庭への早期の復帰等を支援することを専門的に担当する職員をいう。以下同じ。）、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 略</p> <p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p>第47条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員（特に個別の対応が必要とされる児童に対する個別の援助、保護者への援助、他の職員への指導等を行う職員をいう。以下同じ。）、家庭支援専門相談員（児童の家庭への早期の復帰等を支援することを専門的に担当する職員をいう。以下同じ。）、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 略</p> <p>(保育所の設備の基準の特例)</p> <p>第47条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p>

新	旧
<p>(3)～(5) 略 (職員)</p> <p>第59条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 前項の家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>3～7 略</p>	<p>(3)～(5) 略 (職員)</p> <p>第59条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 前項の家庭支援専門相談員、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>3～7 略</p>

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p>

議案第40号

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の
適用期限を延長するため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を
提出する。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>付 則 1～3 略 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 施行日から起算して12年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第7条第3項の規定の適用については、同項の表の備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>付 則 1～3 略 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第7条第3項の規定の適用については、同項の表の備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>5～10 略</p>

議案第 4 1 号

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、設備に関する要件を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条第8項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
<p>第7条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしましもお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>9 略</p>	<p>第7条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしましもお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>9 略</p>

議案第 4 2 号

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例
の一部改正について

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に係る過料について定める等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例（平成26年北九州市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項（）」を「第10条の5若しくは第13条（）」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第13条第1項の」を「これらの」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5</u>若しくは<u>法第13条</u>(<u>法第30条</u>の3において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの規定</u>による当該職員の問題に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>(<u>法第30条</u>の3において準用する場合を含む。<u>以下この号において同じ。</u>)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項の規定</u>による当該職員の問題に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

議案第43号

北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について

北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市青少年問題協議会を廃止するため、この条例案を提出する

。

北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

北九州市青少年問題協議会設置条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 7 1 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

北九州市児童相談所設置条例の一部改正について

北九州市児童相談所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護所の名称を変更するため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市児童相談所設置条例の一部を改正する条例

北九州市児童相談所設置条例（昭和38年北九州市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（一時保護施設）

第3条 相談所に、児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設を設ける。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p><u>(一時保護施設)</u> 第3条 相談所に、児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設を設ける。</p>	<p><u>(一時保護所)</u> 第3条 相談所に、一時保護所を設置する。</p>

議案第45号

北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について

北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(設備及び運営に関する基準)

第4条 前条及び次条に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、法第12条の4第3項に規定する内閣府令で定める基準によるものとする。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、これに対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

北九州市スポーツ施設条例の一部改正について

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市立大谷球場を廃止するため、関係規定を改める必要がある
ので、この条例案を提出する。

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の球場の項中

北九州市立若松球場	北九州市若松区響南町5番	を
北九州市立大谷球場	北九州市八幡東区大谷一丁目2番15号	

「

北九州市立若松球場	北九州市若松区響南町5番
-----------	--------------

」に改める。

別表第2の球場の野球場使用料の専用の項中

若松球場	を
大谷球場	

「

若松球場

」に

改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第47号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適
用する地区整備計画区域を変更するため、関係規定を改める必要があるので
、この条例案を提出する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2の舞ヶ丘地区地区整備計画区域の項中

産業施設地区	(1) 住宅				800平方メートル	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	10メートル	(1) 自動車車庫又は自転車駐車場 (2) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設					
	(2) 共同住宅												
	(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの												
	(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの												
	(5) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの												
	(6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの												
	(7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの												
	(8) 公衆浴場												
	(9) 診療所又は病院												
	(10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの												
	(11) 自動車教習所												
	(12) 畜舎												
	(13) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの												
	(14) カラオケボックスその他これに類するもの												
	(15) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場												
	(16) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの												
	(17) 自動車修理工場												
	(18) 倉庫業を営む倉庫												

を

産業施設A地区	(1) 住宅				800平方メートル	外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線又は隣地境界線までの距離	10メートル	(1) 自動車車庫又は自転車駐車場 (2) 工場等に付属する守衛室等で管理又は					
	(2) 共同住宅												
	(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの												
	(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの												
	(5) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの												

	く。)、図書館その他これらに類するもの (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (8) 公衆浴場 (9) 診療所又は病院 (10) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 畜舎 (13) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (14) カラオケボックスその他これに類するもの (15) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (16) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (17) 自動車修理工場 (18) 倉庫業を営む倉庫						保安のための用途に供する施設			
産業施設B地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げる工場、同項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9で定めるもの及び産業廃棄物処理施設を除く。） (2) 研究所の用に供する事務所 (3) 倉庫業を営む倉庫、貨物利用運送事業の用に供する倉庫若しくは一般貨物自動車運送事業の用に供する倉庫又はこれらに付属する事務所若しくは自動車車庫 (4) 前3号の建築物に付属するもの	10分の20	10分の6	1,000平方メートル	外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	1.0メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫（令第136条の9第1号に該当するものに限る。） (4) 自転車駐車場	36メートル		

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>の他にこれらに類するもの</p> <p>(11) 自動車教習所</p> <p>(12) 畜舎</p> <p>(13) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(14) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(15) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(16) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(17) 自動車修理工場</p> <p>(18) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>の他にこれらに類するもの</p> <p>(11) 自動車教習所</p> <p>(12) 畜舎</p> <p>(13) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(14) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(15) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(16) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(17) 自動車修理工場</p> <p>(18) 倉庫業を営む倉庫</p>
<p>産業施設B地区</p> <p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>(1) 工場 (特別装置2 (る) 項第1号に掲げる工場、同項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9で定めるもの及び産業廃棄物処理施設を除く。)</p> <p>(2) 研究所の用に供</p>	<p>10分の6</p> <p>1.0平方メートル</p> <p>1.0メートル</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途</p>

議案第48号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 一部の自転車駐車場の使用料を無料とする等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第30条中「別表第6」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 有料の自転車駐車場（以下「有料自転車駐車場」という。） 別表第6

(2) 無料の自転車駐車場 別表第6の2

第31条及び第32条中「自転車駐車場」を「有料自転車駐車場」に改める。

別表第6中

「	〃	徳力嵐山口自転車駐車場	〃	〃	徳力六丁目9番	
	〃	若松駅前自転車駐車場	〃	〃	若松区白山一丁目18番	を
	〃	若松渡船場前自転車駐車場	〃	〃	本町一丁目10番	」

「	〃	徳力嵐山口自転車駐車場	〃	〃	徳力六丁目9番	に、
						」

「	〃	黒崎駅前自転車駐車場	〃	〃	黒崎三丁目7番	
	〃	陣原北自転車駐車場	〃	〃	夕原町1番	
	〃	陣原南自転車駐車場	〃	〃	陣原三丁目23番	を
	〃	本城駅前自転車駐車場	〃	〃	力丸町25番	」

「	〃	黒崎駅前自転車駐車場	〃	〃	黒崎三丁目7番	」
---	---	------------	---	---	---------	---

改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第6の2（第30条関係）

名称	位置
北九州市立若松駅前自転車駐車場	北九州市若松区白山一丁目18番
北九州市立若松渡船場前自転車駐車場	北九州市若松区本町一丁目10番
北九州市立陣原北自転車駐車場	北九州市八幡西区夕原町1番
北九州市立陣原南自転車駐車場	北九州市八幡西区陣原三丁目23番
北九州市立本城駅前自転車駐車場	北九州市八幡西区力丸町25番

別表第7の注書中「やむを得ない事情があると認められる」を「市長が必要があると認める」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第30条 市は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり自転車駐車場を設置する。</p> <p>(1) 有料の自転車駐車場 (以下「有料自転車駐車場」という。) 別表第6</p> <p>(2) 無料の自転車駐車場 別表第6の2</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第31条 有料自転車駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長 (指定管理者) に使用の許可を行わせる。有料自転車駐車場にあっては、指定管理者) の許可を受けなければならない。</p> <p>2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長 (指定管理者) に使用の許可を行わせる有料自転車駐車場にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「有料自転車駐車場」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第32条 有料自転車駐車場の使用の許可を受けた者は、別表第7に掲げる使用料を納入しなければならない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第30条 市は、別表第6のとおり自転車駐車場を設置する。</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第31条 自転車駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長 (指定管理者) に使用の許可を行わせる。自転車駐車場にあっては、指定管理者) の許可を受けなければならない。</p> <p>2 第7条第2項及び第7条の2の規定は、前項の許可並びに当該許可の取消し並びに当該許可に係る使用の制限及び使用の停止について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長 (指定管理者) に使用の許可を行わせる自転車駐車場にあっては、指定管理者)」と、第7条第2項中「有料施設」とあるのは「自転車駐車場」と、第7条の2第1号中「前条第2項各号」とあるのは「第7条第2項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第32条 自転車駐車場の使用の許可を受けた者は、別表第7に掲げる使用料を納入しなければならない。</p>

新		旧	
別表第6 (第30条関係)		別表第6 (第30条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
" 徳力嵐山口自転車駐車場	" 徳力六丁目9番	" 徳力嵐山口自転車駐車場	" 徳力六丁目9番
"	"	" 若松駅前自転車駐車場	" 若松区白山一丁目18番
"	"	" 若松渡船場前自転車駐車場	" 本町一丁目10番
略		略	
" 黒崎駅前自転車駐車場	" 黒崎三丁目7番	" 黒崎駅前自転車駐車場	" 黒崎三丁目7番
"	"	" 陣原北自転車駐車場	" 夕原町1番
"	"	" 陣原南自転車駐車場	" 陣原三丁目23番
"	"	" 本城駅前自転車駐車場	" 力丸町25番
略		略	

新	旧																														
<p>別表第6の2 (第30条関係)</p> <table border="1" data-bbox="263 1153 678 2083"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州市立若松駅前自転車駐車場</td> <td>北九州市若松区白山一丁目18番</td> </tr> <tr> <td>北九州市立若松渡船場前自転車駐車場</td> <td>北九州市若松区本町一丁目10番</td> </tr> <tr> <td>北九州市立陣原北自転車駐車場</td> <td>北九州市八幡西区夕原町1番</td> </tr> <tr> <td>北九州市立陣原南自転車駐車場</td> <td>北九州市八幡西区陣原三丁目23番</td> </tr> <tr> <td>北九州市立本城駅前自転車駐車場</td> <td>北九州市八幡西区方丸町25番</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7 (第32条関係)</p> <table border="1" data-bbox="734 1153 965 2083"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>自転車</th> <th>原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 使用料は、許可の際納入しなければならぬ。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	名称	位置	北九州市立若松駅前自転車駐車場	北九州市若松区白山一丁目18番	北九州市立若松渡船場前自転車駐車場	北九州市若松区本町一丁目10番	北九州市立陣原北自転車駐車場	北九州市八幡西区夕原町1番	北九州市立陣原南自転車駐車場	北九州市八幡西区陣原三丁目23番	北九州市立本城駅前自転車駐車場	北九州市八幡西区方丸町25番	種別	自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車		自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車		略		<p>別表第7 (第32条関係)</p> <table border="1" data-bbox="734 145 965 1075"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>自転車</th> <th>原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 使用料は、許可の際納入しなければならぬ。ただし、やむを得ない事情がある<u>と認められるときは</u>、この限りでない。</p>	種別	自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車		自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車		略	
名称	位置																														
北九州市立若松駅前自転車駐車場	北九州市若松区白山一丁目18番																														
北九州市立若松渡船場前自転車駐車場	北九州市若松区本町一丁目10番																														
北九州市立陣原北自転車駐車場	北九州市八幡西区夕原町1番																														
北九州市立陣原南自転車駐車場	北九州市八幡西区陣原三丁目23番																														
北九州市立本城駅前自転車駐車場	北九州市八幡西区方丸町25番																														
種別	自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車																													
	自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車																													
	略																														
種別	自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車																													
	自転車	原動機付自転車、大型 自動二輪車及び普通自 動二輪車																													
	略																														

議案第 49 号

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の支給額の基礎となる勤務年数の区分に 35 年以上の区分を追加するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年北九州市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表中

30年以上
979,000円
909,000円
849,000円
809,000円
734,000円
689,000円

を

30年以上35年未満	35年以上
979,000円	1,079,000円
909,000円	1,009,000円
849,000円	949,000円
809,000円	909,000円
734,000円	834,000円
689,000円	789,000円

に

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

新		旧	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
階級	勤務年数	階級	勤務年数
	5年以上 10年以上 15年以上 20年以上 25年以上 30年以上		5年以上 10年以上 15年以上 20年以上 25年以上 30年以上
消防団長	979,000円	消防団長	979,000円
副団長	909,000円	副団長	909,000円
分団長	849,000円	分団長	849,000円
副分団長	809,000円	副分団長	809,000円
部長及び班長	734,000円	部長及び班長	734,000円
団員	689,000円	団員	689,000円

議案第50号

北九州市水道法施行条例の一部改正について

北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市水道法施行条例の一部を改正する条例

北九州市水道法施行条例（平成24年北九州市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「）の」を「）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「この号及び次条第2号において」を削り、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 前号に規定する学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 前号に規定する学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第4条第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第108条第2項に規定する大学(第3号において「短期大学」という。)を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>であること。</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>であること。</p> <p>(3) 短期大学(学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学(以下「専門職大学」という。)の前期課程を含む。)又は同法第1条に規定する高等専門学校において<u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)</u>、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項(法第31条において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第108条第2項に規定する大学(第3号において「短期大学」という。)を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>であること。</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>であること。</p> <p>(3) 短期大学(学校教育法第83条の2第1項に規定する専門職大学(以下この号及び次条第2号において「専門職大学」という。)の前期課程を含む。)<u>又は同法第1条に規定する高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>であること。</p>

新	旧
<p>(4) 前号に規定する学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。</p> <p>(5) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。</p> <p>(6) 前号に規定する学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。</p> <p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。</p> <p>(8) 略 （水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期</p>	<p>(4) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(6) 略 （水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかにかに該当する者であること。</p>

新	旧
<p>課程にあっては、<u>修了した後</u>）、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>については3年以上、<u>同条第3号に規定する学校を卒業した者</u>（<u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については5年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者</u>については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（<u>土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。</u>）を修めて卒業した後（<u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>については4年以上、<u>同条第3号に規定する学校を卒業した者</u>（<u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については6年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者</u>であること。</p>	<p>(2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後</u>（<u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>については4年以上、<u>同条第3号に規定する学校を卒業した者</u>（<u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については6年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者</u>であること。</p>

議案第 5 1 号

北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について

北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部を改正する条例

(北九州市水道条例の一部改正)

第1条 北九州市水道条例(昭和38年北九州市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第40条及び第40条の2各項中「第5条」を「第6条」に改める。

(北九州市馬島水道施設条例の一部改正)

第2条 北九州市馬島水道施設条例(平成15年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第30条」の次に「、第31条、第33条」を加える。

第20条及び第21条各項中「第5条」を「第6条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市水道条例新旧対照表（第1条関係）

参考

新	旧
<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第40条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準及び管理者が別に定める基準に適合したものでなければならぬ。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第40条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準及び管理者が別に定める基準に適合したものでなければならぬ。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

北九州市馬島水道施設条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(料金等)</p> <p>第15条 料金、料金の算定、使用水量の認定、概算料金の前納、用途その他の認定及び料金の徴収方法については、水道条例第28条、第30条、<u>第31条</u>、<u>第33条</u>から第35条まで及び別表第2（一般用及び臨時用に限る。）の規定を準用する。</p> <p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第20条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に規定する基準及び水道条例第40条に規定する管理者が別に定める基準に適合したものでなければならぬ。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第21条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>政令第6条</u>に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更に該当するとき、又は当該給水装置の構造及び材質が<u>政令第6条</u>に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(料金等)</p> <p>第15条 料金、料金の算定、使用水量の認定、概算料金の前納、用途その他の認定及び料金の徴収方法については、水道条例第28条、第30条から第35条まで及び別表第2（一般用及び臨時用に限る。）の規定を準用する。</p> <p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第20条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>に規定する基準及び水道条例第40条に規定する管理者が別に定める基準に適合したものでなければならぬ。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第21条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、<u>政令第5条</u>に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更に該当するとき、又は当該給水装置の構造及び材質が<u>政令第5条</u>に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

議案第52号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 へき地教育振興法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務教職
員及び暫定再任用教職員に対してへき地手当等を支給するため、関係規定を
改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に
関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条
例の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関す
る条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「、第19条及び第39条から第42条まで」を「及び
第19条」に改める。

(北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改
正)

第2条 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令
和4年北九州市条例第20号)の一部を次のように改正する。

付則第44項中「、第19条並びに第39条から第42条まで」を「並び
に第19条」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第10条第2項から第13項まで、第18条及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務教職員には適用しない。</p> <p>4 略</p>	<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第10条第2項から第13項まで、第18条、第19条及び第39条から第42条までの規定は、定年前再任用短時間勤務教職員には適用しない。</p> <p>4 略</p>

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>付 則</p> <p>1～43 略</p> <p>44 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第10条第2項、第5項及び第7項から第13項まで、第18条並びに第19条並びに新教職員給与条例第10条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用教職員には適用しない。</p> <p>45～49 略</p>	<p>付 則</p> <p>1～43 略</p> <p>44 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第10条第2項、第5項及び第7項から第13項まで、第18条、第19条並びに第39条から第42条まで並びに新教職員給与条例第10条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用教職員には適用しない。</p> <p>45～49 略</p>

議案第 53 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

第10条第1項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第2項中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。

第14条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 教職員（育児短時間勤務教職員等を除く。）は、人事委員会規則で定める子の養育をする必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、教育委員会の承認を得て無給休暇を受けることができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 北九州市職員の育児休業等に関する条例(平成4年北九州市条例第3号)の一部を次のように改正する。
第20条第2項中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。
(北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)
- 3 北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成15年北九州市条例第62号)の一部を次のように改正する。
第4条第3項第1号中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。
。

新	旧
<p>(育児時間)</p> <p>第6条 生後2年に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）を育てる教職員は、あらかじめ教育委員会に申し出て、休憩時間のほか、1日について45分の範囲内で定めるところにより、育児時間を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う教職員の時間外勤務等の制限)</p> <p>第10条 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせなければならない。</u></p>	<p>(育児時間)</p> <p>第6条 生後2年に達しない子を育てる教職員は、あらかじめ教育委員会に申し出て、休憩時間のほか、1日について2回、1回について45分の範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、育児時間を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う教職員の時間外勤務等の制限)</p> <p>第10条 教育委員会は、<u>3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。</u></p>

新	旧
<p>2 教育委員会は、配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項、次条第2項及び第14条第5項において「要介護者」という。）を介護する教職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するたに請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第8条に規定する勤務をさせなければならない。</p> <p>(休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 教職員（育児短時間勤務教職員等を除く。）は、人事委員会規則で定める子の養育を必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、教育委員会の承認を得て無給休暇を受けることができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>以下この項及び次条第1項において同じ。）のある教職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項、次条第2項及び第14条第4項において「要介護者」という。）を介護する教職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するたに請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第8条に規定する勤務をさせなければならない。</p> <p>(休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

議案第 5 4 号

北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 1 2 月北九州市議会定例会において議決を経た北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約について、契約金額及び工期を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

1 1 億 9 6 8 万円

既決工期

令和 5 年 1 2 月 1 1 日から令和 7 年 7 月 7 日まで

変更契約金額

1 2 億 9 , 2 2 3 万 3 , 8 0 0 円

変更工期

令和 5 年 1 2 月 1 1 日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 55 号

太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和 6 年度）請負契約締結について

太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和 6 年度）請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和 6 年度）請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和 6 年度）
- 2 契 約 金 額 1 4 億 2, 9 4 5 万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
株式会社三井 E & S
代表取締役社長 高橋岳之

議案第56号

小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について

令和6年2月北九州市議会定例会において議決を経た小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

31億5,370万円

変更契約金額

31億7,046万5,100円

議案第57号

若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）請負契約締結について

若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）請負契約を次のとおり締結する

。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）
- 2 契 約 金 額 5億2,494万2,000円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方 IHI・松田特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区高砂一丁目11番1号
株式会社IHIインフラシステム九州営業所
所長 横山征則
- 構成員 北九州市若松区大字安瀬62番地3
松田建設工業株式会社
代表取締役 松田正市

議案第58号

公有水面埋立てによる土地確認について

次のとおり公有水面埋立てによる土地を確認する。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

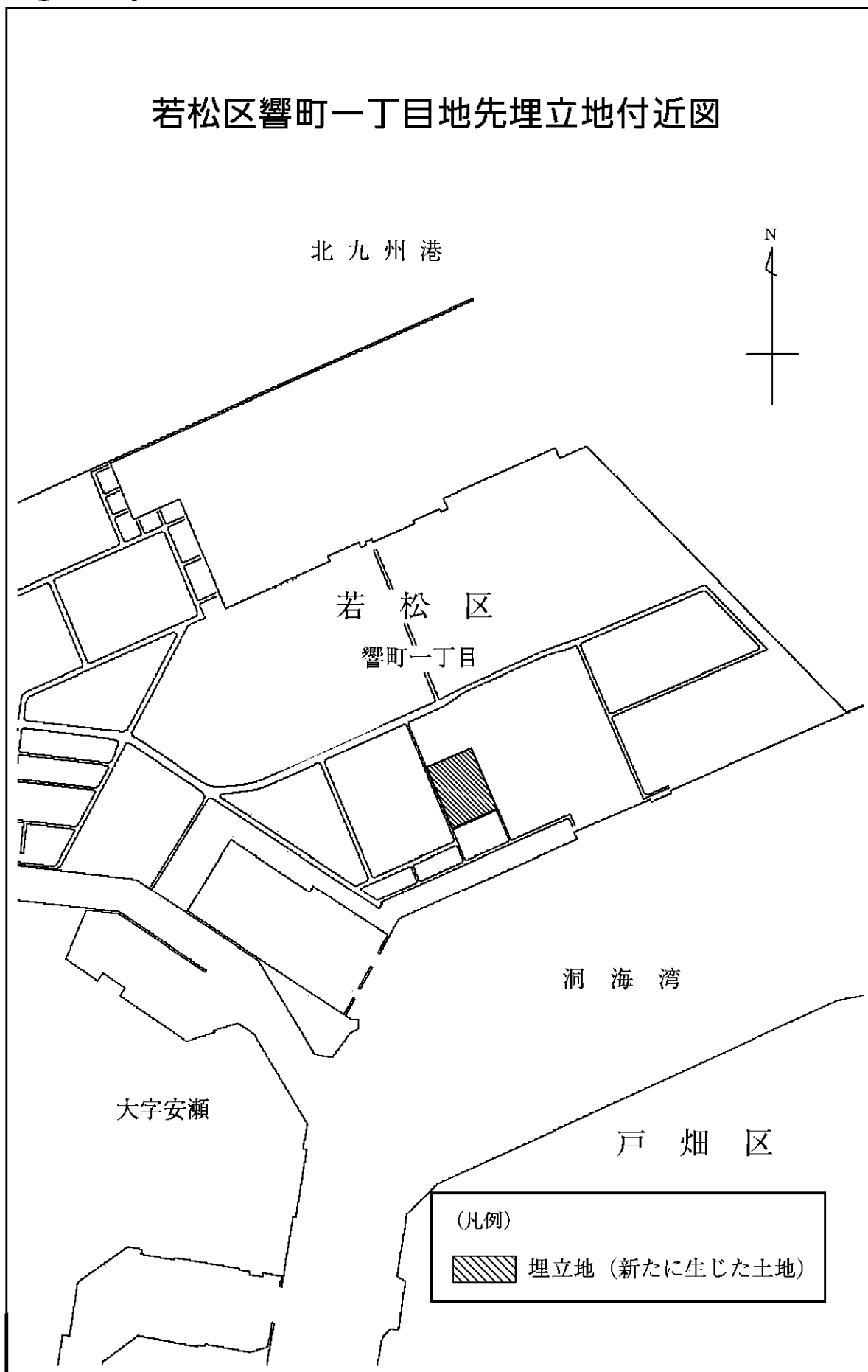
提案理由 公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認する必要があるので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この案を提出する。

記

市の区域内に新たに生じた土地

北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3
地先 6万3,225.36平方メートル

若松区響町一丁目地先埋立地付近図



地方自治法（抜粋）

（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

議案第 59 号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

北九州市長 武 内 和 久

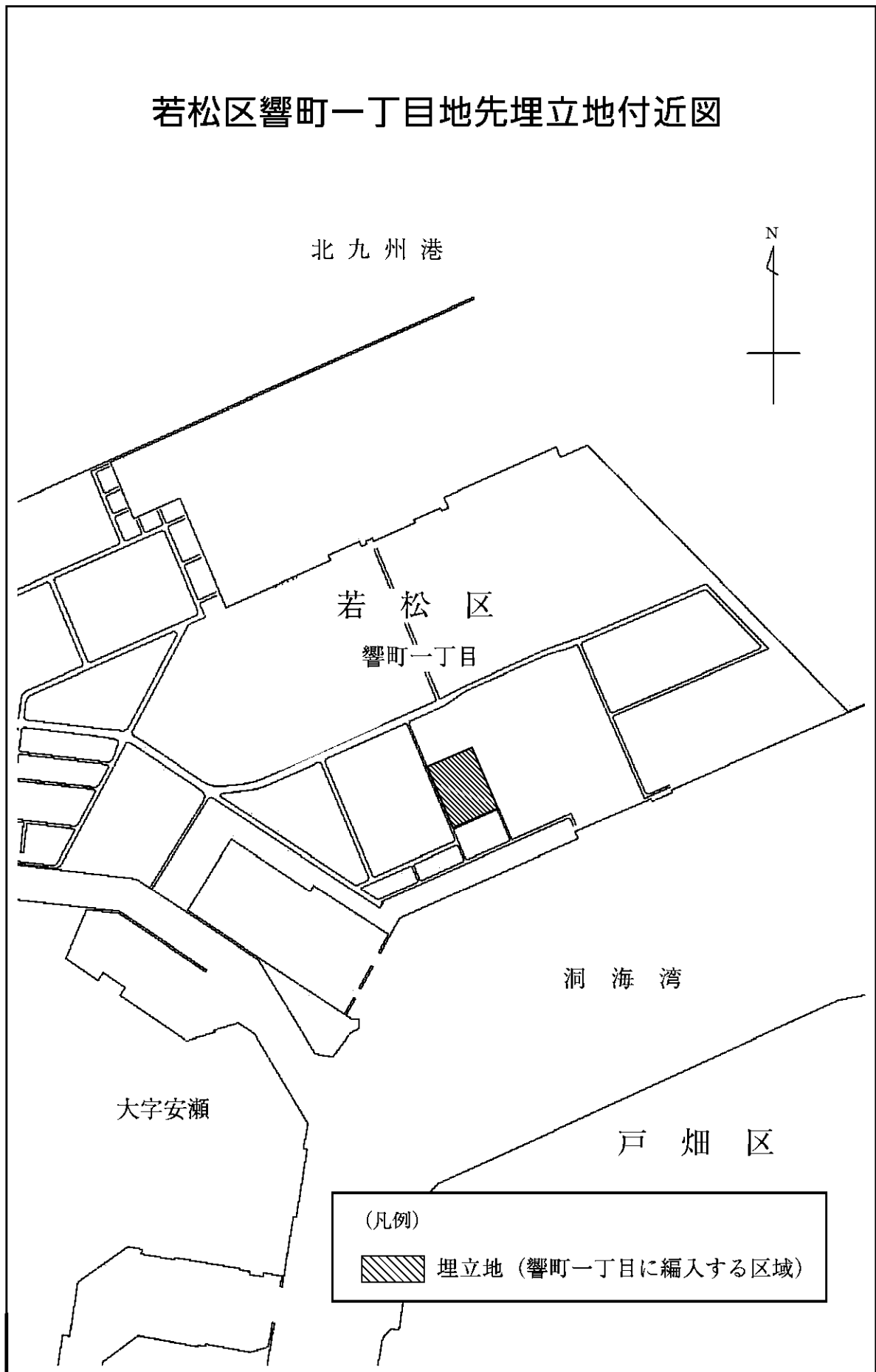
提案理由 公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入する必要があるので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

町の区域の変更

北九州市若松区響町一丁目 94 の 4、104 の 6、104 の 7、105 の 3 地先 6 万 3, 225. 36 平方メートルを北九州市若松区響町一丁目の町区域に編入する。

若松区響町一丁目地先埋立地付近図



地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 略

3 略

議案第60号

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更
に関する同意について

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意する

。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款
の変更について同公社から同意を求められたので、地方道路公社法第5条第
6項の規定により、この案を提出する。

記

令和6年11月13日付福北総第105号をもって同意を求められた別記の
福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款の変更につ
いては、同意する。

別記

変更前

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,270億660万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県 1,135億330万円

福岡市 844億5,550万円

北九州市 290億4,780万円

変更後

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,276億8,460万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県 1,138億4,230万円

福岡市 847億750万円

北九州市 291億3,480万円

参 考

地方道路公社法（抜粋）

（定款）

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

（1）～（7） 略

（8） 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

（9） 略

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 略

4 略

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第61号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和7年2月20日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

雑種地

門司区新門司北三丁目1番32

門司区新門司北三丁目1番35

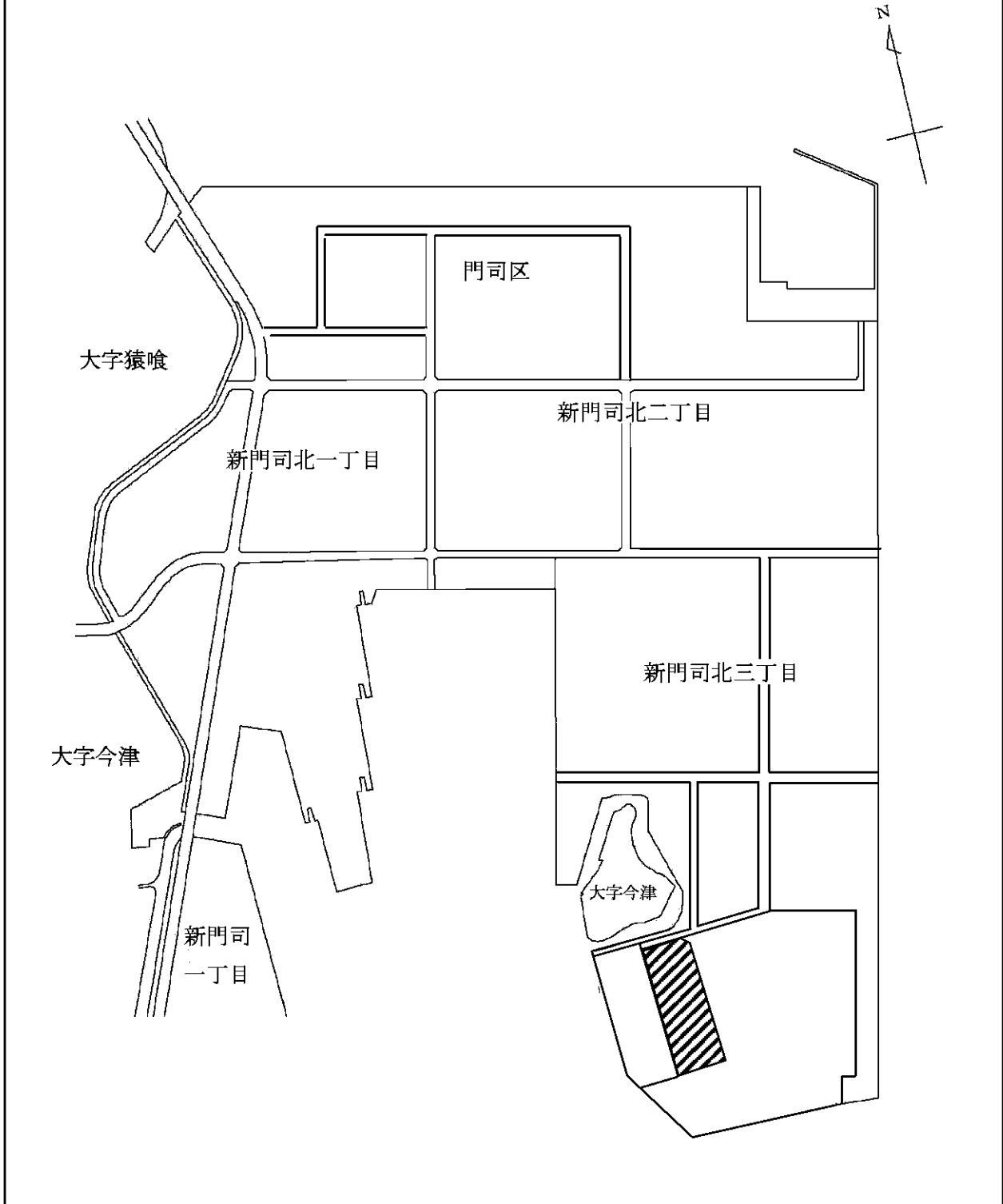
2 土地の面積

3万5,025.47平方メートル

3 売払い予定金額

10億1,000万円

処分土地の所在図



(凡例)
[Hatched Box] 処分しようとする土地

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 6 2 号

包括外部監査契約締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 2 5 2 条の 3
6 第 1 項の規定により、この案を提出する。

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 7 年 4 月 1 日

3 契約金額

1, 6 2 9 万 6, 2 9 6 円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

5 契約の相手方及びその資格

北九州市小倉南区長行西二丁目 3 番 3 号

松木摩耶子

公認会計士

参 考

地方自治法（抜粋）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（1） 略


（2） 政令で定める市

2～8 略

地方自治法施行令（抜粋）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。